

平成25年第2回睦沢町議会定例会会議録

平成25年6月14日（金）午前9時開会

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 田邊明佳 | 2番 | 田中憲一 |
| 3番 | 麻生安夫 | 4番 | 清野彰 |
| 5番 | 市原裕一 | 6番 | 幸治孝明 |
| 7番 | 幸治正雄 | 8番 | 岡澤宏一 |
| 10番 | 市原重光 | 11番 | 市原時夫 |
| 12番 | 萩野新衛 | 13番 | 今関澄男 |
| 14番 | 中村義徳 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------|----------------------------|-------|
| 町長 | 市原武 | 副町長 | 宮崎登身雄 |
| 総務課長 | 高橋正一 | 税務住民課長 | 齊藤賢治 |
| 健康福祉課長 | 米倉行雄 | 地域振興課長 | 鈴木庄一 |
| 会計管理者 | 木島幸一 | 総務課 政策企画担当主幹 | 鈴木政信 |
| 健康福祉課 国保健康担当主幹 | 中村精一 | 地域振興課 生活環境・地域整備 担当主幹 | 田邊浩一 |
| 総務課副課長 兼総務班長 | 川越康子 | 総務課副課長 兼財政班長 | 白井住三子 |
| 教育長 | 高梨正一 | 教育課長 | 平山義晴 |
| 睦沢こども園長 | 阿部倉光宏 | 選挙管理委員会 書記 | 高橋正一 |
| 農業委員会 事務局 会長 | 鈴木庄一 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 御園生 憲 利
書 記 中山大輔

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 請願第 1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第 4 陳情第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 陳情第 3号 「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 1号 睦沢町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第10 議案第 2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 3号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)
(町長の提案説明、質疑・討論・採決)
- 日程第12 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第1 発議案第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発議案第3号 国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（中村義徳君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成25年1月分から3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印字物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（中村義徳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る5月27日に、千葉県町村議会議長会正副会長会議並びに千葉県町村議会議長会定期総会が開催されました。内容について、私のほうから報告いたします。

まず、県町村議会議長会正副会長会議ですが、午前11時30分から自治会館において、県町村議会議長会長初め事務局職員6名により、定例会の事前打ち合わせを行いました。協議内容は、定例会の日程及び議案等の内容確認及び調整でありました。

続いて、午後1時20分から千葉県町村議会議長会定例会が開催されました。会長挨拶後、芝山町、酒々井町、鋸南町、多古町、横芝光町の新任議長の紹介がありました。

議案審議に移りまして、議案第1号は任期満了に伴う全役員の互選が行われ、会長には長生村の中村秀美議長、副会長には私と栄町大澤議長が留任となりました。監事には長南町の松崎議長、長柄町の関議長が選出されました。

議案第2号 国及び県への要望事項については、国へ7件、県に15件の要望があり、睦沢町議会からは、長生グリーンラインの早期実業化及び地籍調査事業の継続的な事業補助について要望しております。

その他に、千葉県町村議会議長会の新規事業として町村議会議員を対象とした研修会が、

8月2日金曜日午後1時30分から、オークラ千葉ホテルで開催されることが決定いたしましたので、睦沢町議会全員で参加したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。詳しくは事務局に資料を保管してございます。

次に、5月31日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、10番、市原重光委員長から報告があります。

10番、市原委員長。

○議会運営委員会委員長（市原重光君） おはようございます。

ご報告を申し上げます。

去る5月31日に、議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、平成25年第2回議会定例会の運営等についてでございます。

今期定例会におきましては、一般質問は3名の議員から通告がされており、議案などについては請願1件、陳情2件、承認2件、議案3件、報告1件であります。

会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、請願1件の審議をお願いいたします。続いて、陳情2件の審議をお願いいたします。請願及び陳情につきましては、委員会付託を省略し本会議で決することといたしました。続いて、一般質問を行います。その後、承認2件、議案3件、報告1件を予定いたしました。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、3月29日から議会だより編集特別委員会が開催されました。内容について、11番、市原時夫委員長から報告があります。

11番、市原委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長（市原時夫君） それでは、議会だより第136号の発行にかかわります編集特別委員会の内容につきましてご報告をいたします。

お手元に日程等についてはお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

3月29日に第1回の編集会議を開催し、編集方針、原稿分担、編集日程等につきまして協

議を行いました。原稿の締め切りを4月9日といたしまして、10日、11日の2日間に各委員の原稿調整と読み合わせ、レイアウト・調整、写真撮影などを行いました。23日に初校の読み合わせを行いまして、5月2日に校正、最終承認、9日に最終校正を行い、延べ6回にわたる編集会議を終わりました。

議員の皆様初め委員の皆様におきましては、ご支援とご協力をいただき深く感謝をいたしております。まだまだ不十分ではございますけれども、引き続き研さんを重ね、多くの方々に読んでいただけるように努力して参りますので、今後とも編集に対しまして議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会だより編集特別委員会からの報告といたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（中村義徳君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑が一層深みを増しておりますが、今年は空梅雨を思わせる天気が続きましたけれども、ここに来まして本来の梅雨を思わせる状況となりました。

さて、議員各位におかれましては、町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り誠にありがとうございます。平成25年度における各事務事業は順調にスタートしております。国では、安倍政権での経済政策「アベノミクスの第三の矢」となる成長戦略が出そろい、IT（情報技術）から医療、農業まで、さまざまな産業分野へのご入策が発表されました。町といたしましても、夏の参議院議員選挙、政府の予算編成等を注視し、今後の施策展開を図り住民福祉向上につなげて参りたいと考えておりますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いを申し上げます。

さて、4月1日からの行政組織の見直しにつきましては、去る2月20日に開催しました議会全員協議会の折に報告をさせていただいたとおりでございますが、議会等への出席につきましても、この6月議会から総務班長、財政班長を増員し、新たな体制で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今期定例会でご審議いただく案件は、専決処分による税条例の一部改正2件の承認、議案

では、睦沢町子ども・子育て会議条例の制定、国民健康保険税条例の一部改正、一般会計補正予算及び繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

初めに、総務課所管について報告いたします。

地方公務員等の給与削減について。

国は、平成25年1月8日の国と地方の協議の場において、国家公務員給与の削減措置に準じて、平成25年度の地方公務員給与を平均で7.8%削減するよう要求がありました。また、それに伴う地方交付税を削減するとしたところでございます。

本要請に対し郡町村会等で検討した結果、多くの町村では、地域の実情や危機的な財政状況を踏まえて、これまでも独自の給与削減や定員削減を実施する等、国に先駆けて行財政改革を実施してきたことなどから各町村の判断とし、郡内町村のほとんどは給与等を7.8%減額せず、地方公務員給与の削減等による地方交付税の基準財政需要額の減少分を実施する見込みであります。

本町も同一歩調をとり進めて参りましたが、千葉県内の市町村で本町と一宮町の2町については、過去5年間の給与支給額が低く、基準財政需要額が逆に増額となることなどから、25年度の公務員給与の削減を見送ることといたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、税務住民課関係の行政報告をいたします。

税務住民課において、昨年11月にオリジナルナンバープレートを作成いたしました。年度終了後に未払いであることが判明いたしました。購入先の業者からは、昨年11月に納品と同時に請求がされておりましたが、職員の不手際から未払いになってしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。現在、担当課において過年度払いにて支払うよう事務処理を進めておりますが、あつてはならないことであります。誠に申し訳ございませんでした。今後、二度とこのようなことがないよう対策を講ずるとともに、担当課長、担当班長、担当者に厳重注意をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域振興課関係の行政報告をいたします。

平成25年5月28日に砂防会館で開催されました、平成25年度公益社団法人日本河川協会総会におきまして、本町の農村自然環境整備事業睦沢地区維持管理組合が、河川の自然保護、環境学習、河川愛護等の活動に対して河川功労表彰を受賞されましたので、報告させていただきます。

最後に、私事でございますが、この7月7日日曜日から14日日曜日までの8日間、関東町村会主催による海外行政視察に参加させていただきます。この海外行政視察につきましては、町村長1期の任期中に1回参加出来るものとされておりますが、今回、千葉県町村会からお誘いがありましたので参加をさせていただくものでございます。内容につきましては、ドイツ・スイスにおける環境エネルギー政策、介護事情等についてでございます。

なお、視察期間中は職務に専念出来ないため、その間の町長の職務は、地方自治法第152条第1項の規定により副町長がその職務を代理いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上、挨拶と行政報告を申し上げます。

続いて、教育委員会関係の行政報告につきましては、教育長から報告をいたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ただいま町長のご挨拶にありましたように、行政組織の見直しに伴い執行部の出席者並びに座席の一部を変更いたしましたので、ご了承ください。

◎教育長行政報告

○議長（中村義徳君） 次に、教育長から行政報告があります。

高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 改めまして、おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。

去る5月29日の水曜日の午後1時30分から、第1回睦沢町学校等問題調査検討委員会が、23人の委員全員出席のもと開催されました。

会議は、委嘱状の交付後開会となり、会議の主催者であります教育委員長の挨拶の後、委員の互選により会長・副会長の選出となりました。会長には、学識経験者の委員である市原亨氏が、副会長には一般公募による住民代表の委員である久我美佐子氏が、それぞれ選出されました。

その後、議事に入り、事務局より第1回目ということから問題提起という形で、本町の学校等における現状及び問題点について、本町の小・中学校の児童及び生徒数の推移、郡市内の小・中学校の児童及び生徒数の状況、本町の教育施設の概要について報告を行いました。

報告に対し、複式学級や予算に関する質問がされた後、各学校長及び園長からそれぞれの施設の問題点や状況等について、また、保護者代表からは震災時の対応についての意見がご

ございました。

午後 3 時15分に閉会となりました。

次回の会議は、7月12日午後 1 時30分から開催する予定でございます。

以上、第 1 回睦沢町学校等問題調査検討委員会の状況について、ご報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村義徳君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。5 番市原裕一議員、6 番幸治孝明議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（中村義徳君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 1 日と決定をいたしました。

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第 3、請願第 1 号 TPP 交渉参加に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

職員に請願書を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

次に、紹介議員の説明を求めます。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願書の、紹介議員としてのご説明を申し上げます。

睦沢町の後期基本計画によりますと、町の農業をこのように位置付けている。上総地区屈指の田園地帯を形成し、基本的産業とする。農産物の輸入自由化等の厳しい環境から、年々農家数及び経営耕地面積は減少し、耕作放棄地が増加しているという分析であります。さらに、かずさ有機センターを核とした安心・安全な睦沢米のブランド化を図り、道の駅つどいの郷むつざわを中核に、協力農家との連携のもと生産者の顔が見える農産物の販売体制の充実に努めました。最後に、農業あつての睦沢町であると位置付けているわけであります。農業がどうなるか、睦沢町にとっては、町としてもまさに農業あつての睦沢町が存続出来るかどうかというものであります。

こうした町農業の位置付けと長年の努力も、TPP参加となれば、この請願書が言っているように米の半減、酪農家・養豚の消滅ということになり、睦沢町の存立基盤そのものが脅かされることになるのではないのでしょうか。実際アメリカとの事前協議では、米・乳製品・砂糖など、重要農産物の関税確保について全く補償がないということが明瞭になりました。日本の交渉参加の条件とされた牛肉・自動車・保険の3分野でアメリカの要求を丸のみし、さらにTPP交渉と並行して自動車、保険、投資、知的財産、規格基準、政府調達、競争政策、衛生、食物検疫などの非課税措置まで、日米2国間協議を行ってTPP交渉の妥結までにまとめるということを約束させられた。農業以外の国民生活が侵害されることになりかねないわけであります。

このように、TPP参加は睦沢町の基幹産業の破壊につながることで、日本の食料需給をさらに後退させ、食料主権という世界の流れに逆行すること、アジアでも中国・韓国・インドネシア・フィリピンなどが不参加であり、TPPは少数派であります。

結局、アメリカの経済戦略に飲み込まれ、自立の国づくりが阻害されることになると考えられます。町と国の自主的な経済発展と農業主権確保という視点からも、この請願にご賛同・ご賛成いただきますようお願い申し上げます、紹介議員の説明とさせていただきます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました請願につきましては、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

12番、萩野議員。

○12番(萩野新衛君) このT P Pの問題は、まず一つには、もう一つの流れができちゃっているということです。どんなことにおいても利害関係は光と影がどんなところにもある。この場合については、農業のこと、また今の紹介議員の市原議員さんの紹介によれば、睦沢農業のことを言っていますけれども、もう酪農家は6軒ぐらいしかない。地元農家は純粋な農家は、

(「マイク聞こえない」の声あり)

○12番(萩野新衛君) ちょっと調子狂っちゃったんだけど、そういう中で、今の農業者の平均年齢が65、6歳と言っています。でも、それは施設園芸とか畜産とか、若い人たちが特殊分野に入っているから私は平均年齢が下がっているものと思います。そういう中において、本町の水稻作、私が大ざっぱに計算すると、水稻はT P Pが来なくてもほとんど壊滅しちゃうんじゃないかなというふうな実情だと思います。70何歳が水稻作の平均年齢じゃないかなと思います。

そういう中において、市原議員さんにこういう状況を踏まえて質問したいんですけども、この文を読んでいくと何か反対ではないみたいなことなんです。その辺のところをまずはっきりしないと、意見書の段階で反対と出てきちゃうといけませんので、その辺のところをまず伺いたいと思います。

○議長(中村義徳君) 11番、市原議員。

○11番(市原時夫君) 意見書は別に賛成とは言っておりませんので、賛成ではありません。参加しないでもらいたいという趣旨と、私は理解しております。

それから、睦沢町の農業がT P P参加をしなくても衰退するんじゃないかと。確かにそういう傾向はあります。この睦沢町の、先程私が言ったところでもこの間の実態、輸入自由化の問題を含めてどんどんなっていると。ただ、それをさらに破壊を促進するということについては、まずいだろうというのが趣旨だと思うんです。

私個人としては、それにとどまらず農業をいかに、町が努力されているところはありますから、国としても維持発展をさせるという方向で進んでもらいたいと、私個人としては思います、ここにはないですけどもね、というふうに私は思うんです。

○議長（中村義徳君） 12番、荻野議員。

○12番（荻野新衛君） どうもありがとうございます。

ですから、今の光と陰があると私も言いましたけれども、国のほうにしてもその辺のところの配慮をしていくと。現実にも今、稲作稲作と言っても小麦文化が進んじやっています。米離れも進んでいます。そういう中で、地域の日本の国土の地産地消を守っていくにはどうするかという大きな観点から、やっぱりそれは考えなければ私はいけないと思います。かといって、全員が小さい面積で米づくりをやっても、これはグローバルな中で、競争社会の中で、中国だって共産党だってもう資本主義になっちゃっているんですね。赤い猫も黒い猫もネズミをとった猫がいい猫だというふうになっちゃっている。そういう中で、日本がどうやって生きていくかということを私は考えるべきだろうと。

私も農家は大事にしなくちゃいけない、そういう観点は基本的には変わっておりません。そういう中で、文章の中をあげつらうわけじゃないんだが、このまま国民に情報が十分開示されず国民合意のないまま、この国民合意というものをどうとっていったらいいのか、紹介議員に聞きたいと思います。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 第一に、中国共産党のことを挙げられましたが、日本共産党は中国のおかしな干渉については断固反対しておりますので、誤解のなきようお願いしたいと思います。

それから、中国のやり方に全面的に賛成しているわけではありません。中国は中国の独自の道でございますので、同じではないということをここではっきりと明言をさせていただきたいと思います。ひとつお願いいたします。

国民合意の問題といえば、例えば今言ったJAですか、それから各種団体について、これだけ「まずい」という声が出ているわけでしょう。それで十分にそういうことを論議しているかと一応言って、ああそうですかで終わってしまっていると。だから、期限を決めて今行きますということではなくて、そこの話し合いをもっと進めるべきではないでしょうか。私は、その進め方自体にも極めて問題があると思いますよ。だって、日本のJAはいろいろあるかもしれないけれども、日本の農家の圧倒的部分を組織しているところが明快に反対し

ているわけですから、そういう気持ちを酌まないで、「わかりました」と言っているかどうか知らないけれどもどんどん進めていくというのはとても国民合意とは私は思わないし、荻野議員もそのように思っているんじゃないかと思うんですが。

○議長（中村義徳君） 12番、荻野議員。

○12番（荻野新衛君） いろいろご指摘ありがとうございます。

合意の問題ですけれどもね、今JAの問題が出たけれども、本当にこれが大問題であればJAが全組織を挙げて私は反対すべきだろうと。この一つの方針が決まった中でこういうのが出てくる。この組織は評価しますよ、一生懸命やってくれていると。だけど根本がもう、私にすれば腰砕けで裏で出来ているんじゃないかなと。そういう中で今になって意見書を出すのは格好いいですけども、果たしてそれが効果があるのかなという意味合いを踏まえて質疑をしているわけでございます。

これ以上やっても水かけ論になると思いますので。だから、国民合意というのは僕は全国民が選挙でやっぱり決めるべきだろうと。原発とかそういうもの、重大問題はある程度やるべきだろうという形での国民合意というふうに思ったから質疑したわけでございます。

以上です。答弁はいいです。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

10番、市原議員。

○10番（市原重光君） 先輩のお二人さんがバトルを展開しましたけれども、この問題はやはり扱い方、非常に難しいなというふうに私は感じました。それで、ご案内のように政府はもうTPPに参加をしますと言っているわけですね。あとは中身のことなんですね。やはりこの議場にいる議員さん、非常にこれは迷うと思うんですよ。現在の進み方、特に我々はこれから採決やりますけれども、議長さん宛てにこれを出して国に意見を求めるか、そういう形になりますよね。

まず、睦沢町議会ですから、やはり睦沢の地元のあり方、首長さんが常々言っております町の基幹産業、米ですね。米のこれからのブランド化を目指すとか、先程紹介議員さんもおっしゃいましたけれども、そういうものも踏まえて、私個人非常に判断に迷うところがあります。いろんな観点から、前段で議長さんにちょっと失礼なんですけれども、さっき荻野議員さんが言っておりました、JAさんがこのところへ来てこういう問題を取り上げてこない。本来からすれば、議会に対してやはりJAさんはやっているのが普通なんです。それが全くないと。やはり諸団体さんのほうからこういう問題が出ている。非常に混乱をして

いるなという感じがします。

そこで、紹介議員さんの言っていることはよくわかりますから、やはり今後どうなりますか、その辺も踏まえて私は紹介議員さんにどうのこうのと言いません。やはり我々議員の立場で、睦沢町のことを踏まえた中で判断をしてもらいたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号 T P P 交渉参加に関する意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数でございます。

したがって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第4、陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の請願が提出され審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(中村義徳君) ありません。

次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(中村義徳君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定をいたしました。

◎陳情第3号の上程、討論、採決

○議長(中村義徳君) 日程第5、陳情第3号 「国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

先程の陳情第2号と同様に、本陳情につきましても過去に請願が提出され審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（中村義徳君） ありません。

次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する陳情書を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、陳情第3号は採択することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（中村義徳君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に発言されるようお願いをいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

◇市原時夫君

○議長（中村義徳君） 最初に、11番、市原議員。

市原議員。

○11番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。

通告順に沿って一般質問を行います。

最初に、水道料金制度についてでございます。

今回の一般質問全体の趣旨は、今年の3月作成の住民意識調査でも示された睦沢町町民の地域への愛着度が83.1%という、こうした住民の気持ちに添えて町は、地方自治法第1条の2「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする」という町の役割を果たす上でも、積極提案を含めて質問をするものであります。

私は、住民の現状は、現在と将来に向かって安全・安心して暮らしていく、この根本前提

が破壊されてきている、こういう重大な状況にあると考えています。町長は、睦沢町第二次総合計画後期基本計画での「はじめ」の中によれば、選択と集中という基本姿勢を、専ら少子高齢化による行政支出増と税収減という行政運営の厳しさに求めており、この論理でいけば、暮らしを支えるという中心課題が曖昧にされかねないというふうに私は考えています。

私は、この計画案が説明をされたときに、睦沢町民が歴史的に生み出してきた先進的な側面をもっと評価し展望を示すべきだと述べましたが、この「はじめ」では一般論に終始しているのが特徴であります。私は、地方自治法に定められた自治体の役割による住民の声に応えるためには、一つには、国のやり方を変えれば経済成長の日本の道があるということ。睦沢町の子育て支援などのすぐれた特徴を生かした魅力あるまちづくりの将来像を示し、住民と一体となったまちづくりを行うべきだと考えています。

そのためには、国政では社会保障の充実と経済発展、財政危機にやれば出来る。日本経済は失われた20年と言われるほど長期間にわたって下り坂をたどり、GDPは10%も減り、平均給与は1997年のピーク時から年間70万も減っている。一方、8割の大企業の内部留保はわずか1%を使うだけで、月1万の賃上げが可能なほどの、いわゆる蓄積があるひどい格差がある。こういうところにこそメスを入れれば国全体も進むし、また、町も財政が大変だと何度も言わなくて済む、新たな方向があるということを前提にして、私は町民の負担軽減、合理的な住民負担ということから、水道料金負担の適正化について伺うものであります。

町長は、若者定住を初めさまざまな手法によって人口減少を防ぎ、人口増を図ることを進めており、後期基本計画にも位置付けられているところであります。私は、若者定住住宅建設の町の提案のときにも、ハード面とともにソフト面の充実が必要ではないかという見解を述べました。また、健幸長寿の町ということに力を入れられております。そんな中で「水道料金が高過ぎるのでは」という声は、これまでも言われてきたことでありますし、2010年3月議会でも私は質問しておりますが、基本料金の単純比較で見ますと、13ミリ口径とすると県営住宅は2か月で1,756円、長生広域水道は2か月で2,720円、これは消費税を加えともうちょっと増えるとは思いますが、なっているわけでありまして。基本料金以内での使用の方にとっての負担感が大きいのは、この比較からも当然ではないかと思うわけでありまして。

もともと水は生きていく上で必要不可欠なものであり、都市への人口増大とともに生活用水を確保するための必要として水道が発達したのであります。ですから、水道法は、この生きていく必要不可欠なものに対して負担をどうするかということについて、第1条は清浄にして豊富、低廉な水の供給を図る。水は高くしてはいけないと法で規定したわけでありまして。

九十九里水道の供給原価が高いことが根本原因であります。もともとは京葉臨海工業地帯の工業用水需要を過大に見込み、房総導水路に九十九里広域水道を参画させてその事業を進めてき、工業用水が実はそんなに必要なかったということで収入見込みが減少すると、その分をこうした生活用水の部分に引き受けさせるという結果になったわけであり。このことが矛盾を起し、その当時友納知事と期成同盟会長石橋東金市長との覚書が締結され、県営水道との料金格差を埋めるために市町村水道総合対策補助金制度がつくられたわけであり。これが今も生きているわけです。

しかし、住民から見れば、高い水というのは実感ではないでしょうか。私は、基本料金のこの設定を見直して、高齢者世帯など小規模利用者への負担軽減を図るべきだと思うわけですが、見解を伺います。

次に、子育て支援の充実、特に学校給食の補助制度創設について伺いたいと思います。

睦沢町は、学校給食の自校方式、ランチルーム、地元産米助成制度を、地元麦と障害者施設で加工されたパンの給食使用、地元牛乳使用など、その地産地消のやり方は町外の方とお話をするとうらやましがられる、そうした先進的などころを行っている町でございます。私は、これは大いに全国的にも誇っていいことだと思っております。

このことは、こうした制度というだけではなくて、実際に給食を利用している中学生。私は毎年卒業のときに保護者の方のニュースでしょうかね、あの中で卒業生の声が出ているわけですが、その中でもおいしい給食、町から出ていっても誇りになる、こういう声は毎回必ず出ております。この前も紹介いたしました、県の学校給食のニュースにもこうした記事が出ており、児童・生徒の学校給食への思いがあふれている。この点では、児童・生徒への温かい思いやりのある子育て支援の一つではないかと考えているわけであり。

これは、私は深い歴史的なことはわかりませんが、睦沢町の長い伝統であります住民の子育て教育への思いと、それから、自校方式を先進的に取り入れた行政へのこうした子育てへの強い思い、住民と行政の両面からの努力が今日まで続いているからだと思えます。

自校方式は、適温給食を初め児童・生徒の立場に立った素晴らしい仕組みであります。町長は若者定住を掲げられておりますが、私はランチルームのように全国に誇る仕組みなど、こうした睦沢町のすぐれた伝統をもう一歩進める。そして、若い方、特に子育てを行う、こうした方々への定住促進という意味からも、もう一歩学校給食費用への一部負担軽減制度を取り入れてはいかかなと思いますので、お聞きをしたいと思います。

次に、自然エネルギーの活用についてお伺いをいたします。

質問の趣旨は、正確に言いますと、民間の独自の自然エネルギーの推進につきましては、責任を持って進められる企業であればとやかく言うものではありませんし、原発にかわるエネルギーとしての役割を果たすというふうに、そういう点では私は評価をいたします。

ただ、睦沢町の将来のエネルギーのあり方という、文字どおり原発ゼロへとさらに進むという意味で、私は一つには町が主体となって、また地域住民と協力した、一部行われておりますファンド、住民趣旨によるこうした太陽光などの自然エネルギーのいわゆる地産地消、自ら生み出し、自らの住民がそれを消費するという、こうした流れをとるべきではないかと思うわけであります。

民間の点では、環境に優しい循環型ということがあるわけです。結局、売電で利潤を得るのが企業でございますから、地元優先とはならないわけであります。これは、私も前に取り上げましたけれども、銚子の風力発電が東日本大震災のときに地元が停電をしてしまった。つまり売電で持っていくますので、地元消費が優先となっていないという事実も申し上げたわけであります。

私は、エネルギーの地産地消という立場での、こうした町の支援を含めた検討が必要ではないかというふうに思うわけでありますが、考えをお聞きしたいと思います。

次に、睦沢町第二次総合計画の後期基本計画では、観光振興、そして受け入れ体制について述べておりますので伺いたいと思います。

この計画でも書かれておりますが、地域観光の基本は自然、歴史的資源、人的価値をどう生かすかということがポイントだと思います。私は、これまでもゴルフ場を訪れる方々の購買力を受け入れる仕組みを検討してはどうかと質問して参りました。もう一つは、歴史的資源の活用でございます。特に、この後期基本計画でも述べられておりますが、妙楽寺の木造大日如来像がその一つではないかと思うわけであります。後期基本計画では幾つかの施策内容が書かれておりますけれども、新たに具体化されていること、こうした私の基本的な考え方もあるわけでございますが、町長のこうした後期基本計画にのっとった具体的な考え方があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

以上、1回目終わります。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の一般質問に対してのお答えをさせていただきます。

まず、水道料金制度についてのご質問でございますが、広域水道では2か月で16m³までは

基本料金内となり、16^mを超えたものについては、使用した水量に応じて段階ごとの料金が加算されていくものとなっております。

したがって、16^mを使用しない世帯については一律基本料金2,856円となっております、本町の年平均における基本水量16^m以下の世帯は、全供給戸数2,522戸に対して567戸となっているのが現状でございます。ちなみに、これは22.48%になります。

住民負担軽減のための基本料金の見直しということですが、基本料金には、何ときでも安全で安定した水を供給する体制を維持するために必要なメーターの設置費、配管設備や維持管理費などの経費が含まれておりますが、水道料金のみでの運営は厳しく、市町村の負担金及び県の補助金により個人への負担の軽減を行っているところでございます。これにつきましては先程議員がおっしゃられたとおりでございます。

また、県内には水道事業体は41団体あり、長生広域については、1か月当たりの使用量10^m当たりの使用料金はおおむね中間に位置しております。主に都市部の団体については人口密度が高く、企業用や営業用などの大口使用が多いことなどから、料金の設定が低くなっているものと思われます。逆に料金の高い地域を見ますと、農村地域などの人口が比較的少ない地域が多くなっておりますことから、料金の高低については地域性があらわれておるところでございます。

基本料金を下げることは、各世帯の負担の減額にはなりますが、さらなる町の負担増も発生することになります。しかし、料金の値下げではなく、基本料金までの段階を見直すことについては、今後管理者会議において関係機関と検討をして参りたいと思います。

2番目の、子育て支援、若者に魅力あるまちづくりにつきましては、後程教育長から答弁をさせていただきます。

次に、自然エネルギー活用についてのご質問でございますが、本町の現在の状況につきましては、先日の議会全員協議会の行政報告として申し上げたとおりでございますが、広域市町村圏組合では、佐貫にございます最終処分場の跡地の有効利用として太陽光発電についての検討をいたしました。日照時間等の問題があり実現には至りませんでした。

他の自治体の取り組みでございますが、その一例といたしまして、香取市では県内で初めて市所有の遊休地にメガソーラーを建設するとしており、その規模は3.5ヘクタール、1,750キロワット、年間の利益は、建設費や維持管理費を差し引き約4,000万円ということですが、建設費等は約10億円でございます。

本町には、町が所有するまとまった遊休地はなく、初期投資にかかる費用は高額であるた

め、規模を縮小した場合でも、買い取り価格が下がっている現段階での計画は難しいと判断をしております。しかしながら、その利益を地域振興に生かすという発想には共感することが出来ますので、今後、土地取得や建設費に対する助成など、町にとって有利な事業等がございましたら十分検討させていただきたいと思っております。

また、多古町の例でございますが、生産者と消費者が共同してエネルギーを供給する、農家による市民参加型の事業を始めています。施設設置費用に充てるため住民から参加費を募り、参加していただいた方には毎年産直品を届けるということですが、町の重点施策でございます農業者の育成、農林産物の加工・販売の一体化、地域資源を活用した産業の創設や農業の六次産業化を推進する中で、農業関係者を交え検討する項目の一つとして考えて参りたいと思います。

なお、エネルギーの地産地消ということにつきましては、住宅太陽光発電の助成を引き続き行って参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、睦沢町第二次総合計画の観光の振興と受け入れ体制の充実についてのご質問でございますが、本町の魅力あるまちづくり、住んでよかったと思える町を推進する上で、観光振興は必要不可欠なものであります。第二次総合計画に、観光資源の発掘、地域特産物の開発・販売等を農商工連携で進めるとともに、圏央道開通を契機として観光ルートやイベント等の充実を図り、町を訪れる方を増やす施策を展開して参ることとしております。また、さまざまなニーズで本町においでいただく方々をどのようにお迎えするかについては、町商工会や観光協会等の関係団体と連携し、観光PRの強化、情報の共有を実践していくとともに、観光ボランティアガイドの育成など、住民参加で温かくお迎えする協力体制をつくって参りたいと考えます。

なお、本年は町制施行30周年の記念の年でありますので、町民の皆様と一緒にお祝いをするとともに、記念イベント等で町外に町のよさをPRする機会としたいと思っております。よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 続きまして、市原時夫議員の子育て支援、若者に魅力あるまちづくりについて。学校給食関係につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

学校給食費の補助制度の創出についてのご質問ですが、現在、1食当たりその単価につきましては、こども園で235円、小学校で260円、中学校で290円で運営しております。これは、

長生郡市内でも小・中学校とも最も安い単価であります。保護者からも高いご理解をいただいていると認識しております。議員のご質問のような、町単独での補助制度等の創出は現在考えてございません。

現在のところ単価引き上げの予定はございませんが、物価等を考慮しますと近い将来引き上げることも予定されますが、できる限り現在の単価で対応して参りたいと考えております。教育委員会といたしましては、各栄養士と連携を図りながら給食のさらなる充実を図りたいと考えております。引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 水道料金問題ですけれども、私が言わんとしているところは、つまり基本料金、16 m^3 までの基本料金の負担の方の中で格差が生じていないかという問題、町長はそれは認識はされていると思うんですが、その問題であります。私は、長生郡市広域市町村圏組合水道部でちょっと資料をもらって伺ってきたわけでございますけれども、町長は全体の水道使用量の中での割合を述べられましたが、私が言っているのは、その基本料金の中でどうかといいますと、じゃ、実際に16 m^3 の直前まで使っている方と、それから半分近い10 m^3 までの方の割合はどうかというので、ちょっと注目したわけであります。

そうしますと、16 m^3 まで使えるからその分は基本料金だと言っているんですが、実際10 m^3 以内という方が67%、私の計算で間違いがなければ恐らく、長生郡市の方の資料でございますので、67%なんですよ。つまり、その基準まで使わない少数の方が7割近くいらっしゃるということなんです。そういう方が16 m^3 までの基準料金の支払いをしているというところに私は、例えば高齢者の方でひとり暮らしだとか、そういう方にとってみればやはり負担になっているのではないかなというふうに思うんです。

それで、ちょっと見てみましたらおもしろいと言ったらおかしいですけども、記事が出ておましてね、長生郡市広域市町村圏組合水道部のホームページというのがあるんですよ。それで、疑問に答えるというのがあるんですね。その中で、「ほとんど利用していないのに料金が高いのですが」というのがやっぱり出ているんですよ。当然のことながら、回答が「16 m^3 までの基本料金の制度として設定されておりますので、使用量にかかわらず負担は必要」と答えている。これは当然の答えであります。

ただ問題は、こういうホームページに載るぐらいですから、1人とか2人という問題ではなくてかなりあるというふうに私は見たわけですよ。つまり、10 m^3 以下の方にとってみれ

ば、わずかししか使っていないのにその分取られてしまうのはいかにかなという、こういう負担軽減の気持ちがあるのではないかなというふうに思ったわけであります。

例えば、だから私は、10㎡を基本料金として設定をして、立方当たり今掛け直して、それで基本料金が自動的に下がるというふうな仕組みをやって、全体にしわ寄せを起こさないように。町長は町の負担と言ったけれども、私は大した金額にならないと思うんですけれども。

ということと、それから、やっぱり当初私が言った経過でもおわかりいただけるように、県は確かに高料金対策でやっているかもしれませんが、それは県水との関係で言っているわけですから、そういう点でもっと引き下げるぐらいの県の負担をしてもらってもいいんじゃないかというような、町もそこで負担増にならないように、そういう視点からも検討されてはどうかかなというふうに、検討するという答弁もありましたけれども、こういう根拠から考えはいかにかなというふうに、経過が経過ですから。

もともと、私もずっと見たんですよ。これまでの水道料金の、最初調査するんですよ、自治体、どの位買い取ってくれるというんで。そうすると、いわゆる臨海工業地帯ががっと上るだろうというふうに見込んだかわかりませんが、こんなに必要だよというふうにとんと計画を出すわけですよ。それで、さまざまな設備投資をどんどんしていくわけなんです。でも、もうすぐそれは駄目だということで、こんなに要りませんよとやっちゃうわけ。自治体だと要りませんよといかないんですよ、お前言ったじゃないかとなるんですよ。で、その分をお前のところで引き受けてくれないかというんで、いわゆる飲料水の関係の自治体です。その前にしっかり仲間に入れていたわけですから、という経過があるわけですよ。例えば、茂原なんかはかなり地下水のいい水を飲んでいたわけですから、それよりもこっちを優先しろということがあったわけですね。そういう歴史的経過や理屈から言えば、もっと県が援助してもいいというふうに思うし、それから、県水との関係で言えば小規模口径のことから言えば、考えていたの。もうちょっと大きくなるとそんなに差はないのかもしれませんが。

ということもありますので、要するに私の趣旨は、健幸なまちづくりということで町長が打ち出している視点から言って、そういう方の負担軽減という視点でどうかかなと思ったので、お聞かせをいただきたいと思ったわけであります。

それから、町長のほうが今答弁をされていますけれども、私も神崎町に行ってきました。遠いところですね、2時間以上かかる場所でしたけれども。私ね、大事なものは、今私こういう例として学校給食の問題を取り上げましたけれども、基本的な姿勢がどこにあるのかと

いうので随分勉強になったんです。人口が6,500超ということですから、千葉県一人口の小さい町だと。ところがこの意欲というんでしょうかね、町長もあると思いますが、特に子育て応援の町の位置付けということでやっているわけなんですよ。それで、やっぱり発想が違うなと思ったんですよね。これ、いろんなすごくいろいろ、町のアピールが物すごいですよ、数。ずっとアピールのやつが並んでいるんですが、こういうふうに言っているんですね。

「3組目のカップル誕生、香取市（旧小見川町）の男性と稲敷市（旧東町）の女性がふれあいサークルのイベントが縁で結婚が決まりました。千葉県で一番小さな町の縁結びサークルに気軽に参加してみませんか」というので、千葉県一小さい町というのを逆にですね、ここはやっぱり発想が違うなと思ったんですけれども。で、積極的な側面展開をしてどんどん人が来なさいと、来ているかどうかわからないですよ。ということと、それから地元の酒造りの会社ですか、そういうものの歴史的なものも生かしたまちづくりに取り組んでおられるということなんです。町の担当者の方にもお聞きしましたけれども、代々教育委員会の方々の子育て支援の力を入れているというので、特にこの問題は打ち出しているということですよ。もちろん、睦沢町と同じように人口減少という側面もあるわけなんですけれども。

こういう積極的な、やっぱり他よりもちょっとでも光るものを出す必要があると思うんです。せっかく教育の面でもっともっと、さっき言ったすぐれたところは広げていく必要があると思うんですけれども、ちょっといい町だよという、子育て支援でもいいよというふうなところを、やっぱり打ち出す必要があるんじゃないかなという感じがしたわけでありまして。

それで、今1食当たりの金額を教育長さんがおっしゃいましたけれども、神崎町は確か保育園のほうはただだと思いましたがよ、学校給食。小学校が260円の睦沢に対して224円、それから中学は290円に対して259円ということで睦沢よりも安いわけなんですけれども、さまざま工夫があると思うんですけれども。そういう町としても努力をされているわけでありまして。

ちなみに、例えば半額助成した場合の、年間どの位の予算になるのかなということが、もし試算されていれば教えていただきたいと思うので、お聞きをしたいと思います。

それから、自然エネルギーの問題について。

町長のほうも研究をされているのはわかります。いろいろこの間、いち早く公共施設へ太陽光が出来るかどうかというのでいろいろ重量も含めてやられておりますので、あると思いますけれども。香取市の担当者、確か観光何とかの担当の方がこれをやっているらしいんですが、ここは私の考えと違って財源確保という視点なんです。それで、市ですから7億円の設備費と、それ以後の維持管理費で20年で9億位になるのかな。それでなっていくんです

けれども、大体一般家庭620世帯で、東京電力に売るということですからちょっと考えは違うんですが。大事なのは、ほかのこの得た財源で民間住宅、睦沢町もやっているような形の部分や、新たな太陽光事業や自然エネルギーの開発に使おうということで、さらにもう一歩進むという形で進められている。

それで、制度がやっぱりどんどん変わっているということで、ここはいち早く申請して許可を得れば、20年分については買い取りの価格はそこで行くということですから、検討の余地はあるとは思いますが。それと、土地が市の土地だったという有利な面がありますから睦沢町と条件は違うんですが、こういう検討は大事ではないかなというふうに思ったのが一つです。

それから、もう一つは、今おっしゃられた多古町ですか、ここも私はちょっと行って来て聞いてきたんですが、「市民発電、私の電気」ということで、精米所の屋根に太陽光パネルを設置をして精米に必要な電気の発電だとかいろいろやって、設置費用が2,000万円、1口5万円の参加費を募って、参加者さんには当面産直品を届けて、そのうち利益を生み出したらということで、200人目標だったそうですけれども突破をしたということで、いわゆる住民が出資をするという形でやられているという。最も長い伝統があるんですが、そういう組織体の。

ということで、こうしたもし意欲がある住民の方がいれば、こういった点でも支援をするという考え方はないのかなということが一つと、それからもう一つは、町長のガスでしたっけ、ガスを利用したという、環境の問題はいろいろあるからどうなのかなとは思いますが、その辺は何かまた考えてはいるんですか。その点をお聞きしたいと思います。

それから、観光のものについて。

後期計画を見たらね、やっぱり今言ったようにルートだとか、それから人の配置だとかあるんですが、来た方が快くこうした観光が出来るような、施設面でどうするかという点を確か私見たんですが、そこところがすごく弱いんですよ。例えば、一宮町なんかサーフィンで公衆トイレなんかの充実やりましたね、サーファーを呼ぶということがありました。

その点で、具体的にお聞きをしますが、妙楽寺の駐車場のトイレについてお聞きをしたいと思います。昨年、補正予算のときに800万円の予算で整備をするということで、私は豪華過ぎるのではないかなということで質問をしましたが、周辺の整備と併せてやるということでございまして、私は、この4月と5月に行ってみました。そうしましたら、男子トイレの大

便のほうですが、その扉に「ここは用具入れです。大便器はありません。女子用をお使いください。トイレは大切にお使いください」という張り紙がされておりました。4月と5月に行きましたから、1か月以上にわたってこういう張り紙がされていたことは間違いないというふうに、大変驚いたわけでありませう。

私は、800万円ということですから、これはもう素晴らしいトイレが出来ているのかなと思ったわけですが、実際は、男性は女性用をお使いくださいという、最近のトイレで公的に設置したところがあるのかなということでは我が目を疑ったわけでありませう。妙楽寺の駐車場で男性が女性用のトイレを使っている、そこに女性が来たらどうしますか。私は入りませんでした。しかも、大きなイベントもある場所です。トイレに用具入れは当然必要で予想されるはずでありませう。私は、計画段階でずさんだったのかわかりませうが、直ちに用具入れを建物に併設するかして独自の男性用トイレを確保すべきではないかなと。そんなにお金がかかることはありませんから、用具入れをやって、やっぱりそれは当然のことじゃないでしょうかね。本当に私は信じられませうでしたけれども、お聞きしたいと思ひませう。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原議員の再度のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず最初に、水道料金のご関係でございませうけれども、市原議員おっしゃられるように、もともとの九十九里水道企業団から水を買っているということですが、これの設置の際に、議員おっしゃるとおりに工業用水の見込みをして、今現在では過剰投資になっているということで、やはり施設費が今になってくると非常に過剰になっているのが、やはり全体の料金を押し上げる一因になっておるといふことは間違ひございませう。

そのようなことから、高料金対策ということで千葉県は、おっしゃられるように補助金を出しているということではございませうが、また、これについても九十九里水道企業団の会議の中でも、この対策についてどうするんだということが声高に叫ばれておひませう。これの一つの方法としては、これからの話になろうかと思ひませうが、県水道、千葉県の水道事業を一本化して、これをもっと平準化すべきではないかということでは、つい最近におきましても県庁本課におきましても、そういう方向に向かつて検討を始めたといふお話も伺っているように聞いておひませう。

そのようなことで、その間については先程の基本使用量のご関係等についてもさらなる検討を進めたいと思ひませうが、抜本的な解決は、やはりそれだけではいけなひのかなというふう

に考えております。そのようなことで、今後どんどん議題に乗せて、関係町村と協議を進めながら対策をとっていききたいというふうに考えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思っております。

それから、次に自然エネルギーの関係でございますけれども、先程もいろいろお話がありましたように、千葉県内でもそれぞれいろんな施策をとっておることは承知をしております。睦沢町でとれることについては検討し、実現出来るものについては早々に対策をとりたいというふうに考えております。

そのようなことで、先程も申し上げましたとおり、町で実施するメガソーラーの建設につきましては引き続き検討は続けて参りたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思っております。

それから、農林水産業者の関係でございますが、町は今、基金を積み立てて5年間でということを進めております。そういった中で、各地区に出向いた中の話し合いの中で、そういうことも提案をしながら、取り組むという姿勢があるところについては積極的に支援をして参りたいというふうに考えております。

それから、最後にお話のございました、私が前に触れたかと思いますが、睦沢町については長南町営ガスを引いております。最近におきましては、震災当時は大もとの電気が供給なくなっちゃうととまっちゃうんですが、その後において業者の努力によって、もとの電気は来なくても自分のガス、エネファームですね、ガスによって発電が出来るというものは引き続き出来るという、技術の革新があるというふうに伺っております。

しかしながら、まだ標準世帯で使うものが200万以上ということではちょっと高額なんです、出来れば、これがもう少し安くなっていただければと、太陽光と同じように、各家庭に設置する場合に町が補助をするということも今後十分に検討していきたいというふうに考えております。これにつきましては、これを実施出来れば、郡内でも長南・睦沢・白子の一部ですかね、町営ガスをやっている。そういうところ、この辺につきましては全国でも有数の安いガス料金、水道と違いましてガスのほうは有数の安い料金になっておりますので、そういうことで、ガスそのものは石油と同じようなもとの資源ではございますが、CO₂の発生については大分少ないというふうに伺っております。

そういったようなことで地産地消、自分のところで電気が発電出来る。当然、それが各個人のお宅に導入出来れば、東電のほうが停電になっても自家発電が続いておりますので、電気は通じるということになりますので、これについても引き続き注視をしながら、そのタイ

ミングをはかっていきたいなというふうに考えております。

ただ一つには、ちょっと伺いますと、やはりガスというのは非常に限られた部門ですので、どうも私が見るには広く一般企業に公開されているというか、そこら辺が厳しいのかなと。そういう問題が一つにはあるのかなと。これがもっとも開放されれば、もっと値段的にも安くなってくるのかなと。やはり、そこら辺が開放されたときが、一般市民の使い勝手がよくなるということになるのかなということを感じております。

そこら辺を、ちっちゃい町ですが業界に、あるいは国に働きかけをして、広く皆さんがこういうものが扱えるような形になればいいのかなというふうに感じているところです。これはなぜかと言いますと、近くでは大多喜天然ガス、あるいは関東天然ガスとありますが、あるいはまた合同資源というガスを扱っている業者にありますが、そういうところでこのエネファームを扱っていないんですね。やはり、そういうところにも大きな問題があるのかなというふうに、私は問題意識として捉えております。そこら辺が出来ることによって、通常のメンテナンスから何からもっともとなってくるのかなと。今現在は東京ガスだとか大阪ガスだとか、大きなガス会社が、ある意味専門業者と独占的な形になっているというのが実態かなというふうに感じております。これがもっとも開かれるようになれば、当然睦沢町でもお隣の長南町でも、これが自家発電として有効に使われてくるのかなというふうに感じております。

したがいまして、そこら辺を見極めながら、今後推移して参りたいというふうに考えておるところでございます。

それから、妙楽寺のトイレでございますが、大変申し訳ございません。これにつきまして、詳細については具体的にはここでは申し上げられませんが、議員はある程度感じておるのかなと思っておりますが、やはり睦沢町は単独費で事業を起こすということを極力避けて、他からのひも付きではございますが、補助事業等を導入して実施しております。

そうしますと、当然補助事業で、これはいいけれどもこれは駄目というものがございます。そこら辺を睦沢町の住民の方の利便性がよりよいために、ほんの1か月、2か月という言い方をすると怒られますが、そういう期間については目をつぶっていただいて、その後住民にとって、あるいは来た方の利便性を向上させる、あるいは必要最小限でより効果を発揮するというために、事業を利用させていただいております。

そういう観点から、一時的な形でそういう措置をとらせていただきましたが、そこら辺については具体的なことについてはご勘弁を願いたいと思っておりますが、そういうことで、現在

ではそのような措置はとってないというふうに思っておりますので、またお気付きの点があればよろしくご指導をお願いをしたいと思います。

それから、神崎町の関係で多少お話がございましたけれども、これにつきましては、私どもも町の議会の何人かとも一緒に神崎町を視察させていただき、先程お話のありました酒屋さんを中心とした、そこだけではなくて町全体を挙げて大きな、あれはマルシェと、今風な言葉で言うとあれなんですかね。要は、消費者を巻き込んだお祭り、感謝祭を大きくやっていると。これも、聞いたところによりますと、どうも町が各社と連携をとって、まだ始めて5年だというふうに伺っておりました。5年の間にあんなに立派な素晴らしいお祭り事をやっていると。これが、そのつくっているものを買っていただいているお客様に対する感謝祭だということで、非常に感銘を受けて参りました。議員おっしゃられるように、この取り組む姿勢については非常に学ぶところが大きくありました。これについては、たまたま睦沢町の若い職員が手を挙げていただいて、被災時に応援に行った町村でございましたけれども、ある意味、睦沢町から遅れたところも非常にありましたが、非常に進んでいるところも非常にいっぱいございました。

ということで、今後については学ぶべき点が多というふうに感じておりますので、是非お手本にして、睦沢町にとっていいところについては、どんどんまねをすればいいという言い方がおかしいですが、出来るところから取り入れていきたいというふうに感じております。

給食費の具体的な件については教育長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 給食費の2分の1、本町で補助したらどうかというようなご質問でございました。

これにつきましては、5月1日現在の児童・生徒数並びに4月1日現在の、いわゆる予算ベースでお話しさせていただきますと、土睦小学校が217名、瑞沢小学校が57名でございます。一月分の給食費が260円ということで、日数がおおむね220日でございます。そうしますと、両方で2分の1にした場合につきましては、小学校で783万6,400円というようなこと。睦沢中学校が162名でございます。1か月290円で、おおむね220日で計算しますと、その2分の1の額が516万7,800円というようなことで、併せますと1,300万4,200円。また、こども園につきましては156名いらっしゃいます。1か月分が235円でございます、同じく220日。

これは多少長期と短期で違って来るんですけれども、2分の1の補助額としますと403万2,600円というようなこと。併せまして、1,703万6,800円というような形になります。

なお、神崎町につきましてはセンター方式で対応しているというようなことを伺っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） もうちょっと、この妙楽寺のトイレの問題について方向性はどうか。いろいろ経過であるのかもしれないけれども、だって、脇に道具入れをつくるぐらいはすぐでも出来るんじゃないですか。それと、今どうなっているんですか。そこはちゃんと方向性を示してくださいよ。わけのわからないような答弁じゃ困るんだよ、それ。

大体、だってあのときに男の人が女性のところに入ってくださいというので入ったら、ここに書いてありましたから入ったなんて、そんなんで言い訳通じますか。補助金がどうのこうのなんていう問題じゃないでしょう。せつかく、観光ということで位置付けてやっていますという、そのこのところに来た方に女子用のところに入ってくださいなんて、こんなの考えられないでしょう、大体。そのこの重大性については一体どう考えているのかなと。せつかくいいところをやっているんですから、それでどうするんですか。全然言っていないじゃない、そこ。それで答弁なんてとんでもないですよ、そんなの。

あとはそれぞれ検討されるということでもいいんですけれども、これはちょっと、どうするんですか。今どうしているんですか。なぜそんなことがあったんですかという、これはちっちゃなことかもしれないけれども、持っている意味は大きいんです。そういうことを前提にしてやったなら大問題だし、余り考えなかったのかどうか知りませんが。それは世の中の発達の中で、江戸時代かその位の発想だということになりますよ、そういう。それで観光なんてとんでもない。せつかく私だっているいろいろ、睦沢町はいいといろんなところで言っているときに、え、そんなところかよなんて言ったら来ませんよ。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私ども事務方で、地元の団体の指導が足りなかったということを非常に認識しております。大変申し訳ございませんでした。

それは、身障者の方たちが使えるトイレも確かあったはずですが。そちらをお使ひくださいということであれば、今議員がおっしゃるような問題は出なかったというふうに感じております。今現在は、男性用のトイレとして、倉庫ではなくて使わせていただいております。

これについては、男性用のトイレの数と女性用のトイレの数、これが補助要項の中にありまして、それをやると800万でも高額だと言われたのがもっと金がかかってしまうと。それは必要ないというふうに町が判断しました。そういうことで、そのような手法を一時的にとらせていただいて、検査が終わるのを待っていたというのが実態でございます。

そのようなことで、これについては余り言いたくなかったんですが、それまでの対応の仕方が悪かったということについては反省を申し上げております。大変申し訳ございませんでした。また、以後よろしくご指導をお願いいたします。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 住民のせいにしちゃいけませんよ。だって、それはつくる時の問題なんだから。そうでしょう。つくるときにそういうのを前提にしてやっているから問題なんだ。

それから、身障者用があったから問題、これも問題ですよ、はっきり言って。身障者用をどんどんお使いなさいというのもおかしいですよ。そうしたら身障者用って意味ないんだから。つまり、身障者の方がトイレを利用するに対するさまざまな手間の問題があるから、そういうことを設置したわけですからということだと思う。ただ、改善されているということですからそれ以上私も言いたくはないんですが、ただ、私は住民の指導の問題ではなくて、ちゃんとそういうことも考えてやる必要がある。

それから、800万のときに言ったときに、トイレだけではありません、ほかの整備もしますからと、こういうふうに言ったでしょう。だから、私は、じゃ他もやるんだからと思ったんですよ。その800万以上かかるから男用のはつくらなくていいという発想にもならないんですよ、それは。基本的な問題なんだから。基本的な問題だったら800万を超えたってやる場合だってやるわけでしょう。それがいいかは別としても。というふうに私は思いますよ。

そんなところで胸を張ったってしょうがないでしょう、大体、というふうに私は思いますよ。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 命によりお答えさせていただきます。

趣旨につきましては町長のほうからお答えをしたとおりでございます。ご指摘をいただいた段階で、私どもすぐ不適切と思われる文章につきましては修正をさせていただきます、地元の方ともお話をさせていただきました。

その後の問題ですけれども、議員のおっしゃるとおり、町は地域振興だと言っているながら、反面それをマイナスになるようなことになってはいけないということだと思いますので、今

後はそういうことがないように地元とまた協議をさせていただき、観光振興にも力を入れていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） これで11番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩をいたします。

（午前10時46分）

○議長（中村義徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（中村義徳君） 次に、1番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

1番、田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 通告順に従い質問いたします。

まず一つ目、町が本来管理すべき道路の草刈りは、農地に面したところは耕作者が現在主に行い、経営の大きな負担となっています。我が社でも道路の草刈りをするためだけの作業機械を、90万のもの2台、50万のもの1台を購入し、トラクターに取りつけて年4、5回ほど使用しています。もちろん、取りつけているトラクターの燃料等の費用と社員の草刈りにかかる賃金は、別途に年数十万単位でかかっています。経営的な面と身体的な面でも非常に大きな負担となっています。

また、5月16日に、道路の不備により、道路の草刈り中のトラクターが横倒しになるという事故が起きました。不幸中の幸いか、90万の作業機械のおかげで作業者にけがもなく済みましたが、作業機のアームがゆがんでしまいました。町で管理すべき場所での作業中の事故でしたが、町は補償してくださるのでしょうか。そして、事故の後、事故を起こした箇所の補修を振興課にお願いしたところ、現場を見て連絡していただけたとのことでしたが電話は来ず、また何日か後、課長にお会いしたところ、大したことないじゃないですかと言われました。

町の管理すべきところを、かわりに自腹を切って必死にやり機械を壊し、もしかしたら大事な家族が大けがをするところだったというのに、それでも怒りを抑えつつ、作業するにも危ない箇所を直してくれと言ったのに何の連絡も来ず、あげくの果てには「大したことない、路肩までなかなかやれない」と。農業は利益を上げるのも大変なのに、ただ我慢して町のた

めに自腹を切って貢献している農業者に町は敬意も持たず、実は軽視していると思っ
ているのでしょうか。

町は、農業活性化基金を創設し米のブランド化を進めていくとしていますが、現在の
こういった農業者の負担をどう考えているのでしょうか。町長は、慣例によりお願
いしますが、慣例で済まない状況であると思いますが、その点いかがでしょうか。

二つ目、地域おこしについて。

近年、他市町村でも里地・里山の保全活用等、各地でさまざまな取り組みがなされ
ていますが、睦沢町が考える里地・里山と睦沢町の中での里山の範囲及び保全、
活用等の取り組み等、ありましたらお聞かせください。

また、後期基本計画で、町のマスコットキャラクター「うめ丸くん」を活用して
いくとありましたが、町民の皆様は来歴等周知しているのでしょうか。これは、
よく商店や道の駅でもお尋ねになる方が多いのですが、誰も答えられないとい
う状況からお尋ねしております。また、そもそも来歴はあるのでしょうか。睦
沢町例規集を見ても、形状や色合い、愛称等ありますが、来歴等は特にありませ
んでした。

三つ目、共通番号制度について。

5月に成立した共通番号法ですが、これは90項目以上の個人情報をも国が一
元管理するものです。国や自治体にいろいろな個人情報が把握されるだけでなく、
民間の会社でも源泉徴収の対象となる社員やパート、アルバイトなどがいた場
合、会社等にも番号が知らされることとなり、扶養する家族の分まで会社に番
号が知らされます。番号が漏れると多くの個人情報が流出し、流通してしま
い悪用されるおそれがありますが、民間会社等でウイルス感染による情報流出
やコンピューターシステムへの不正進入、または事務担当者のミスで漏れたり、
倒産による管理放棄による流出も想定されます。そういった個人情報保護の点
から、町として、共通番号の安全な運営をするために民間の会社とのセキュリ
ティーについてどうかかわっていくお考えがあるのか、お聞かせください。

四つ目、国民健康保険について。

現在、政府の社会保障国民会議が検討する国民健康保険の都道府県移管です
が、移管された場合の睦沢町での保険税への影響をどう想定していますか。この
件はまだ検討段階ですので、わかる範囲、もしくはまたの機会でも結構です。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員のご質問についてお答えを申し上げます。

道路の草刈りにつきましては、日ごろから耕作者、区長さんを初め住民の皆様方には道路の環境美化にご協力をいただき、心よりお礼を申し上げます。

現在は、国の交付金であります農地・水・環境保全向上対策事業を使いながら、経費の一部を負担させていただき、それぞれの地区の区長さんを初め住民の皆様方に道路の環境美化にご協力いただいているところでございます。今般、農作業において道路のり面が大雨等により流出し、このため事故が起きたことについては大変申し訳なく、おわびを申し上げたいと思います。今後は、農作業等の安全通行が出来るよう、定期のパトロールに加え、豪雨等の巡回後にも一層のパトロールを実施し、適正に道路維持管理に努めて参ります。

なお、農作業を行う皆様にも、そのような場所を発見いたしましたら早急にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いしていきたくと考えております。

また、こうした農業者の負担につきましては、農業の継続の妨げになることもあり、農業活性化基金の活用の際し、営農組織等の育成の過程で地域の農業者との話し合いが始まりますので、どのような負担軽減が必要なのか、かつ可能なのかを見極め、基金活用の中身に取り入れて参りたいと考えます。

また、営農組織の一面として、地域コミュニティーの復権という役割も担っていただきたいというふうに考えておりますので、地域で出来るものは引き続きお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、地域おこし、里山についてのご質問でございますが、第二次総合計画において、里山・丘陵ゾーンとして地域の約半分近くを指定させていただきました。このことから、里山の活用については、自然資源、歴史や伝統、生活習慣など、農林業者、地域コミュニティー、自然活動団体、学校、企業などさまざまな利用形態が考えられ、各地で実践の事例も多く報告され、注目を集めております。

しかしながら、本町におきましては、資源はあるものの活用が進まない状況であります。里山の活用は耕作放棄地の解消や有害鳥獣への対策にも有効でありますので、今後は都市住民や企業などの多様な主体を想定し、里山の多面的な価値を十分活用するため、地域との合意などに積極的にかかわって参りたいと存じます。

また、実際に活用されている団体の自然管理組合や「まっ白い広場」の方々や、町との交流事業を続けている東京都新宿区、板橋区などに、活用場所の提供や利用内容についても周知をして参りたいと考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

次に、マスコットキャラクター「うめ丸くん」ですが、近年のゆるキャラブームに乗って各自治体がさまざまな着ぐるみを創作し、PRに活用しており、中には多くの経済効果を生んだキャラクターも出て参りました。町といたしましても、情報発信の手段とし積極的に活用し、「うめ丸くんと言ったら睦沢町」とイメージ出来るようにして参りたいと考えております。

ご質問の町民への周知ですが、平成9年に農林商工まつりのイメージキャラクターとして、住民応募によりうめ丸くんが誕生しており、その後は、農林商工まつりを始め他のイベントにも活用されるようになって参りました。そこで、24年3月に睦沢町マスコットキャラクターに関する規則を制定し、正式な町キャラクターとなり、同年11月に商標登録の認可を特許庁から取得し、広報・ホームページ等にて、デザインや着ぐるみの活用についてもお知らせをしているところです。

また、うめ丸くんの参加するイベント等において、誕生の経緯や睦沢町との由来などについてもお話しさせていただいております。今後も広く全国に知られるようにして参りますが、まず町民に親しまれることが大切で、機会を捉えてお知らせをして参りたいと考えております。

なお、道の駅あるいはガトータナベ等に来客したお客様から、「うめ丸くんに会いに行くにはどこに行ったらいいの」というお問い合わせが、よく寄せられているということも伺っております。この辺につきましても、また創意工夫の中で、つどいの郷に行ったら会えるよ、あるいはまた、役場に行ったら会えるよとか、そこら辺について検討して今後対応して参りたいというふうに考えておりますので、ご指導をひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、共通番号制度についてのご質問にお答えをいたします。

共通番号制度は、国民一人一人に新たな個人番号を付し、社会保障などの個人情報を管理しようとする制度で、5月9日に衆議院、24日に参議院で可決成立いたしましたところでございます。この制度は、行政機関が納税や社会保障の給付などの国民の情報を効率よく把握し、業務間で連携を図り情報を活用することにより、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、行政事務の効率化により利便性が向上するなどとされておりますが、ご指摘の情報のセキュリティに関しましては、他の業務と同様に情報提供等の事務に従事する者、あるいは従事していた者には守秘義務が課せられると聞いております。もちろん個人情報となりますので、そうでなければならぬものと考えております。

また、市町村への詳細な説明が現段階ではされておられませんので、今後情報を収集し、制度の実施に向け、個人情報の保護に遺漏なきよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、国民健康保険についてお答えいたします。

社会保障制度改革国民会議においては、国民健康保険の運営を市町村から都道府県へ移行させる方向で検討を進めていることを大筋で合意していますが、具体的な内容については現状では不透明な状況でございます。

厚生労働省は、平成22年度国民健康保険事業年報をもとに、同年度の国保健康保険税の都道府県内の格差を示した資料を提示いたしました。その資料によると、現在各自治体1人当たり保険税調定額に格差が生じており、保険者が都道府県となった場合、所得が高い市町村で保険税が下がり、所得が低い市町村では上る傾向が示されております。

本町1人当たりの保険税調定額は、平成23年度において9万4,970円であり、県の平均額は9万4,142円とほぼ県内の平均的な額であります。このことから、保険者が都道府県に移管された場合における保険税額の大幅な増減は少ないものと想定いたしておりますが、現行では県内における税率等もそれぞれであることから、保険料が統一された場合での想定にはまだまだ多くの課題があるというふうに考えております。

その一つとしては、千葉県下54団体のうち36団体においては法定外の繰り入れをしております。ご承知のとおり睦沢町はしておりませんが、していない状況でほぼ県下と同じ状況になると。これが県に移って法定外の繰り入れをどうするかと、この額について。これがされたという場合には大して変わらないということですが、その分、各町村が持っていたものを県が全部負担出来るのかというと、現状では難しい問題があるのかなというふうに考えております。

そのようなことで、今後も国の動向を注視して参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 1番、田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 水・農地があるよとおっしゃられましたけれども、農家まで回ってこないですけどもね。区で草刈りをして、土手の上の中途半端な位置までしかやりませんし。

あと、ちょっと確認なんですけれども、農業活性化基金は使っていただけるんでしょうか

ね、救済に充てていただけるのでしょうか。

あと、財源がないとよくおっしゃられますけれども、電柱の道路占用料をいただいているはずですが、事実上管理している農家に回してくださってもいいのではないかと、私は思うのですけれども。電柱は作業の邪魔ですし、これも大きな作業の負担となっております。あと、ガードレール、これも作業しにくいので何か考えていただけたらと思うんですけれども、我々がやる義理もないと思いますが。

前回でも健康福祉課の件を出しましたが、今回の件で特に職員の意識改革もなされていないのだなと思ってがっかりいたしました。

二つ目、小耳に挟んだんですけれども、記念で梅の木を配るという試みもするとおっしゃっていましたが、どなたかが。町有林と思い切って一山ごとに、季節ごとの梅なら梅、桜なら桜の木を植えて観光資源化することも検討してはどうでしょうか。先程も言った、本当によくある話なんです、道の駅とか。ガトータナベさんから直接聞いたんですけれども。本当によく聞かれて困ると。梅の木なんてこの町にないじゃないかと。いっそのこと、町有林を一山全部梅にしちゃったほうがいいんじゃないかなと。

うめ丸くんもちゃんと活用していくつもりなら、行き当たりばったりでなくちゃんと戦略を立てて、何をどうしていきたいか、何と何を関連づけていくかとか、そういったこともちゃんと考えていったほうがよろしいかと思えます。

ちょっとよくわからなかったんですけれども、里山ですけれども、ただ環境を守っていくのか、観光資源として大いに活用していくのか、ちょっとはっきりとお聞かせいただけたらなと思えます。

三つ目の共通番号制ですが、詳細がこれからということですが、民間の事業所から情報が漏れた場合、責任は誰がとると思われるか、お考えをお聞かせください。行政が通知しなければ漏れようのないものですから共同責任に当たると思われ、最悪の場合は一緒に訴えられる可能性もなくはないかと思えます。とにかく、町の住民の方々の損にならないようにしていただきたいものです。よろしく願います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず1点目の道路の管理の関係でございますが、この件につきまして、先程も申し上げましたとおり、農業活性化基金の活用の際に地域の農業者の方とよく話し合いをしながら、どのような負担軽減が必要なのか、また可能なのかを見極めながら対応して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それから、里山の件でございますが、やはりどうしても二面的なものがあると思います。一方では、今鳥獣被害が大分大きくなっておりますが、これの減少のためにはやはり環境をきれいにするということは当然必要だし、また一方で、この癒しの現場を緑地に求める、里山に求めるということも当然あるかと思えます。これが、ある意味陸沢町の武器になるのかなと思いますから、当然この二面、両方やっていると観光資源にもなってくるのかなという感じがしております。どちらかだけをやるということではなくて、両方やりながら、それが観光につながっていけるように持っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思えます。

それから、共通番号制度でございますが、一方で、この間アメリカの大統領の話の中にも出ておりましたけれども、いろいろ情報操作を中国がやっている、あるいはアメリカがやっているということもございましたけれども、当然そういうことが今度は考えられるわけです。今までは、そういうものに対して非常に難しいということから、税だとか年金だとかそれぞれやっておりましたが、それが一体的になるということになりますと、当然、議員おっしゃられるような心配が出てくるわけでございます。

先程お話がありましたように、民間事業所にほとんどの部分を委託するような形になるかと思えますが、そうすると、その情報を出した側とそれを実際に運用している側と、共同責任が当然出てくるというのはそのとおりだと思います。また、この辺については国・県等ともよく議論をしながら、また精査をしながら、この実際の運用に当たっては万全を期していきたいと。また、その辺についてもよく国のほうに確認をしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、この点については、詳細がわかり次第、皆さんにお知らせをしながら取り組みをして参りたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 1番、田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 私が先程言った、電柱の道路占有料は考えていただけるんでしょうか。

あと、活性化基金は、とりあえずは使う気はないようなことでいいんでしょうかね。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 活用について検討して参りたいということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

また、電柱の占用料、この辺についても今までの発想にございませでした。今回この農

業活性化基金と同様に、一緒に検討して参りたいというふうに考えますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） これで1番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

◇ 荻野新衛君

○議長（中村義徳君） 次に、12番、荻野新衛議員の一般質問を行います。

12番、荻野議員。

○12番（荻野新衛君） 一般質問をする前に、ちょっとお礼を申し上げたいと思います。

広報むつざわ5月号から非常によくなりましたので、この場をかりて厚くお礼を申し上げ
る次第です。なぜあんな簡単なことが早く出来ないのかなと、本当に私は、行政の運用の難
しさをつくづくわかりました。

それでは、大きく二つ、細かく五つで一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初にリバーサイドタウンについてですが、2か年事業で若者定住の住宅を18戸建
てると。総事業費が約3億2,000万だということでございます。これは非常に大きな事業で、
先般の3月の議会での町長答弁の中で、僕が3億幾らとばかり言うもので町長が頭に来たか
どうか、赤字は7,000万ですとか言いました。そうすると、18戸で1戸平均4人にしても約
70人位しか増えないと。それを増やすために、順調にいったら7,000万の赤字ということであ
れば、これだけの事業をやるのであれば執行部としては費用対効果ね、これがこうなって、
これだけお金かけてこうだから、こういうメリットがあります、こういうプラスがあります
ということは、おのずから試算してあると思います。その辺のところについて、数字で示し
ていただきたいと思います。

次に、約70人増えると。僕の単純な計算でも7,000万であれば1人100万だろうと。だけど、
この他にまだまだかかるんじゃないのかなと、試算漏れがあるんじゃないかなとは思ってい
ます。実際に1人当たり、人口を1人増やすのに一体幾らかかるのかお示しを願いたいと思
います。

次に、瑞沢小学校学区の件でございますが、なぜこれは瑞沢小学校学区にならなかったの
か。やはりこれはきちっと、私は精査をしておかなければ今後のためによくないと思う
ので、公式の場で正式に質問したいと思います。

次に、第二次総合計画についてですが、今回後期が発表されたわけですが、前期の段階に
おいて教育問題の中で学校のユニバーサル化、横文字を使うからいいとは思わないんですけ

れども、日本人の特性で、日本語というよりも何か横文字を多用化し過ぎるという危惧があるんじゃないかと思います。ユニバーサル化と、あのとき確か私も指摘したんだが、小・中一貫校についてどうなっているのか伺いたいと思います。

それと、この総合計画について、私の主観でいくと企画のほうで大体算段して、地域振興を通してかたをつけているというふうに見ますけれども、やはり町の総予算、また職員数、これから町の将来像を考えた場合、やっぱり教育というものは、睦沢においては教育が一番の重要問題だと思っております。そういう中において、二次総合計画について教育委員さんは、委員会だな事務局じゃないよ。教育委員会は、これについてどういうふうにかかわってきたのか、その点を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、荻野新衛議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、リバーサイドタウンについて、費用対効果を数字で示していただきたいというご質問でございますが、一般的にこの費用対効果、費用便益分析というんですかね。につきましては、事業の実施に要する費用に対して、その事業の実施によって社会的に得られる便益の大きさがどの位なのかを判断する指標となっております。しかし、費用や便益として何を含めるか、便益の大きさをどのように貨幣価値に換算するかなどについては統一されておられません。その妥当性は、費用と便益が算出された場合には、事業に要する費用と便益の比率が1以上であれば、その事業は妥当なものであるとされております。

リバーサイドタウンにつきましては、農地転用の問題など民間の力を活用することが非常に厳しいことから、民間に出来ないことは行政が行うということで、町の活力の維持、さらには町の発展を期して、私の政策の中でも最重要課題として進めておるところでございます。若者世帯が入居定住することにより、地域コミュニティへの参加による地域活性化効果や地域で買い物等を行うことによる消費の向上に伴う地産地消効果などの直接的な効果と、教育・環境などの数字ではあらわせないさまざまな効果を期待することが出来ます。

今回の質問に対し、費用対効果の算定結果を報告させていただきますと、収支のシミュレーションについては昨年の12月定例会の折に配付させていただきましたが、さらに24年度の実績や住宅家賃補助、住宅が譲渡された場合の住宅取得奨励金及び今回の補正で計上させていただきます女ヶ堰周囲の安全施設設置費用までを計上し、耐用年数となる22年間で計算をし、効果に参入する項目を、地域コミュニティへの参加による地域活性化効果と地域で買

い物等を行うことによる消費の向上に伴う地産地消効果といたしました。したがって、ここに住んだ方の税収については含んでおりません。

その結果、住宅が全棟譲渡された場合には、最終的な町の持ち出し額は約8,800万円となり、費用対効果は1.7で、70%、13棟が譲渡された場合には約1億2,000万円となり、費用対効果は1.2となりました。したがって、本事業の費用対効果は、基準となります1を大きく超えておりますので、その妥当性はクリアされているものと判断をいたしております。

次に、1人当たりのコストですが、これは、ただいま申し上げました町の持ち出し額から計算いたしますと、1世帯当たり4人、18世帯で72人としまして、全棟譲渡の場合で約120万円、70%譲渡の場合で約170万円となりますが、費用対効果を考慮し総合的に見ますと、地域の活性化はもとより、ひいては町の発展につながるものであり、私といたしましては本事業に大きな効果が期待出来るものと確信しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、次の瑞沢小学校区の問題及び第二次総合計画につきましては、教育長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野新衛議員のご質問にお答えします。

初めに、リバーサイドタウンに居住する児童が瑞沢小学校区にならなかった理由についてでございますが、リバーサイドタウン計画の初期段階に町長から、その地域の児童について瑞沢小学校区になる可能性はあるのかというような問い合わせがございました。これを受けまして、平成24年4月の議会定例会において行政報告をさせていただきましたが、11月28日に当該通学区の検討委員会設置要綱案について、教育委員会全員協議会にて説明をさせていただきました。しかしながら、その後に町長から、この件については白紙にしたいというようなことでしたので、再度教育委員の方々にその事情を説明させていただきました。

以上のようなことから、この計画につきましては、瑞沢小学校の学区につきましても検討いたしました。教育委員会会議において、規則の変更について協議するというような段階までには至らなかったというようなことでございます。ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、第二次総合計画について。

小・中一貫校ユニバーサルデザインはどうなったのかについてでございますが、確かに基本構想で前期基本計画では、議員のおっしゃるとおり記載がございます。先程策定されました後期計画では、⑦の学校の適正規模及び施設改修計画の推進の説明として、「学校の適正

規模等の諸課題を解決するための委員会を設置し、教育行政を多面的に検討します」というような形で記載をさせていただきました。

このように、教育委員会といたしましては、表現は違うものの小・中一貫校の検討やユニバーサルデザインに基づく施設整備につきましては、先月設置をいただきました学校等問題調査検討委員会におきまして、こども園を含めた各学校のさまざまな諸問題につきまして調査検討を行っていただきまして、意見を取りまとめていただいたものを教育委員会の中で判断させていただくと。そのようなことから、このような表現にさせていただいたことをご理解を賜りたいと思います。

次に、総合計画に教育委員会がどうかかわったかというようなことをございますが、後期基本計画の策定に際しまして企画のほうから投げかけられまして、事務局でその素案をつくりまして、教育委員会会議の折に内容を検討いただきまして、第二次総合計画の後期計画というようにとろでのせていただいた、そのようなことをございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 12番、荻野議員。

○12番（荻野新衛君） では、再質問させていただきます。

まず、最初の費用対効果については、これはもう執行部と私の考えでは隔たりがある。それぞれのあれがあるし、地元の消費等といってもいろんなあるから難しさはわかります。それはいいとして、1人120万とか170万かかるというんだけど、その前に諸費が、確か試算段階で諸費5%入っているんだけど、職員の関係する給与なんかもこの中に入っているのかどうかね、それだけは聞きたいと。

それから次に、ポイントがどこにあるかというのはあれなんだけれども、この瑞沢小学校学区の問題なんだけれども、ご存じのように、町長は10月かな、町民懇談会で、瑞沢地区で、瑞沢の児童が少なくなってきたという形の中において、町営住宅をつくりますようなそういう発言をしていますね。そういう中で私は瑞沢地区の人から、「荻野さん、今度出来る団地は学区は瑞沢小になると思っていたらならないみたいだけど、どうなんですか」ということを聞かれたわけなんですよ。町長は、11月1日の地域振興の中においても、教育委員会に学区のことは瑞沢でお願いしますとお願いしてありますね。そういう経過があれば、町としては瑞沢小学校の児童を増やすための努力をする、努力をして駄目なら統合小学校にすべきだろうと。これは瑞沢の人たちに対して、私は行政がやる精いっぱい思いやりだろうと思っていた。

ところが、12月3日全協の中において学区検討委員会が出来たんだよ。要綱でつくる予定であったと。はっきりあの中において、私が指摘したことによって学区検討委員会がベケになっちゃった。そのいきさつは余り言わないけれども、あのとき教育委員さんが職責をきちんと理解していれば学区検討委員会は出来たんだよ。学区検討委員会が出来れば、リバーサイドの子供たちは瑞沢小学校に行くということが、基本的には決まっていたんだよ。それを、教育委員さんが、はっきり言えば下手を打ちちゃったわけだよ。それで取り下げます。

あのときは教育委員会の事務局は突っ張っていたよね、僕の質問に対して。あげ句の果ては取り下げ。いろいろあったと思う、執行部は。「瑞小の学区だとちょっと入る人いないかもしれないよ」とか、いろんな意見が僕の耳にも入ってきたんだよ。どういう経過があったかわからん。わからんけれども、12月議会で町長は最初に、土睦小も大変だからと、こういうことも本来言わなくちゃいかん。土睦小も大変だから学区のやつは別にして、総合的に考えますよという逃げ道をつくったわけですよ。

だから、そういう中で、私とすれば講師を頼めば複式にはならない、でも保護者の立場から言えば、保育園で一緒、こども園でいいね、一緒。小学校で別々、また中学で一緒になる。こういう小さいところでそういう変則的なことは、私はやるべきではないだろうと。でもやっぱり、将来統合小学校が来るのであれば、するのであれば、やっぱり精いっぱいのことを行政はするのが筋じゃないのかなと。中央団地の学区の問題についてだって、このいきさつを知っている人たちはだんだんなくなっちゃう。ただ、私は馬齢だけ重ねて古いだけだから、過去の学区の問題をよく知っているんですよ。そういういきさつがある。だけど、もうこれは決まっちゃった。だけど、これを公式にきちっと残すために私はここで質問をしたわけですよ。

そういう中で、これはもうそっちから答弁出たから答弁要らないけれどもね、総合計画について再質問したいんだけど、要するに、今学校問題をやったからこうですよと言うけれども、前期のときに小・中一貫だとかユニバーサルなんて、ただいい加減にやったのかということなの。その場が済めばいいんですかと、私が言いたいことはそうなんだよ。教育長、顔が突っ張ってきてブスッとしてくるけれどもね、教育委員会というものはもう少し真剣に、また町の教育行政に、事務局にお任せだから駄目なんです。教育委員がもっともっと町の教育について真剣に私は考えてもらいたい。それが今のこの質問の趣旨なんです。だから、この問題はまた9月に機会があったらやりたいと思いますが、この辺についていい加減であったのかどうか。

もう1点は、小・中一貫のやつは二つあるね。施設一体型と、施設は別々でも小学校6年生位から中学1年の算数から数学へ移行する部分をやっていくとかね、つなぎをうまくやるという小・中一貫、あのときはどういうことであったのか。僕らだって全部のことは覚え切れない、知らない。だから部門部門を信頼しているわけ。けども、信頼していると後ろから蹴っ飛ばされるみたいなことがあるし、過去に戻れないんですよ。無駄なお金と時間は使っちゃいけない。だから、私は精いっぱいやってもらいたいということで、あえて教育委員さんのことを今出しているんですよ。その辺で答弁がありましたらお願いします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） では、まず最初に私のほうから、先程のリバーサイドタウン、1人当たり120万とか170万に職員給与は入っているかということでございますが、この算定の中には職員給与は入れておりません。直接かかった経費のみということでございます。

それから、また細かい点については教育長からご答弁あると思いますが、要はリバーサイドタウンを瑞沢小学校区にとということで当初私がお話をして、これについては私の基本姿勢としまして、町の大きなことにかかわることについては、議会の全員協議会に諮って皆さんの意見を伺うと。そういった中で、皆さんと一致出来るものについては進めて参りたい、あるいは、私の考えじゃなくて多少修正が必要かなというところについては、その意見の中からまた修正をさせていただくというようなことから、今回のリバーサイドタウンについては、確かに瑞沢小をどういうふうに複式から救済するかという発想の中から始まりましたので、そういう見解で私は全員協議会に臨んだわけでございますが、その中から、全員協議会のときに、あるいはまたその後でいろんなご意見をいただきました。そういったことで、総合的に判断をさせていただきまして、先程教育長からご答弁のありましたように、白紙の申し出をさせていただいたということはそのとおりでございます。

今後についても、私はいろんな形で提案をさせていただきますが、出来れば議長さんのお許しをいただいて、全員協議会でまず協議をして、そこで皆さんと合意のとれたものについて早速に取り組んでいきたいという姿勢で参りたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） ユニバーサルデザインの件と小・中一貫校の件なんですけれども、それこそ議員おっしゃるように、横文字を使えばいいというような問題ではないと思います。基本計画の中にはユニバーサルデザインというような文言は、前期の計画の中には入って

いました。しかしながら、千葉県では千葉県福祉のまちづくり条例というものがございまして、改修やら新たに建物を建てた場合につきましては、そのまちづくり条例でいわゆるユニバーサルデザインに配慮したというか、取り入れて建設するというようなことになってございます。したがって、改修等におきましても、この千葉県福祉のまちづくり条例にのっとりまして対応していくというようなことで、今回はそこを削除させていただきました。

また、小・中一貫校なんですけれども、この小・中一貫校につきましても、議員おっしゃるとおり今後のこども園を含めた小・中学校のあり方を検討していくと。その中で、単独校がいいのか、あるいは小・中連携をとった今までどおりの形がいいのか、あるいはまた、小・中一貫校、これも議員おっしゃるとおり一体型とか隣接型とか分離型というような、今のところ3点の方式があるというようなことで聞いております。

ですから、その辺を総合的に学校等問題検討委員会の中で協議をいただくと。また、こちら情報を提供するというようなことで、検討委員会の中で検討させていただいたものを教育委員会のほうに上げてもらいまして、教育委員会の中でその対応について協議しつつ決定していくというふうなスタンスで捉えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 12番、萩野議員。

○12番（萩野新衛君） 最初のコストの件ですけれども、私は2か年について、職員が全部そこへつきっきりじゃないだろうけれども、今回これは3億という大きな事業なので、私はやっぱり担当は随分かかると思うんですよ。やっぱりその辺も、これからのコストという中に私は入れるべきだろうと。今それは出ないだろうから、それはいいと思います。私の意見です。

それから、教育委員会のほうですけれども、私はやっぱり睦沢は教育ということをもっともっと打ち出すべきだろうと。さっき市原時夫議員が給食に補助を出せどうのと言ったって、所得のある人の子供までと言ったの、何でも補助を出すからいいというものじゃないんだと。だから、睦沢は教育でやっていくにはね、事務局が全部やるんじゃないということ。教育委員会、教育委員さんの集合体があるわけだよ。それがもっとみっちりとやってくださいということをお願いしたいんだよ。

前回、僕は5月29日だね、傍聴に行ったよ。あれも行けばまた9月に言おうと思っているけれども今は言わないよ。時間とお金のコストの無駄にならないようお願いしたいと、お願いです。

それと、町長のほうにもう一つ、忘れちゃったよ。一問一答じゃないから大変なんだよ、能力がない中でやっていくのは。よく話し合いは大事だ。執行部の駄目なところはね、いつも定例議会の前につじつまを合わせるようにやるわけだよ。必要に応じて全協を幾らでもやってもらいたいと思うんです。我々は365日血税をもらっているんだよ。その全体会議のときに、じゃ、全協を突っ込ませてくれとかじゃなくて、必要に応じて執行部は遠慮なく議会にやるべきだと。この小さい睦沢をどう伸ばしていくか、やっぱり双方で議論したり考えるべきだろうと、そう思いますよ。睦沢の職員は優秀だからね、いい案を出してくれると思うから。

ただ、視点が、行政マンと一般の修羅場をくぐっている、金がない、血のしょんべんしたりいろんな人がいるわけだよ。そっちにいる人たちはほとんど苦勞してない人たちだ。少しは苦勞しているんですよ。これはやっぱり議論しなくちゃ本当の町民の言葉にならない。これは私のお願いだから、時間だからね、そういうことで答弁はいいけれども、私の言っていることをよく踏まえていただきたい。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） これで12番、萩野新衛議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を全て終了いたしました。

ここで、午後から議会運営委員会も開催する予定でございますので、1時30分まで休憩をいたします。

(午前 11時48分)

(休憩中議会運営委員会開催)

○議長（中村義徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎議案審議資料の差し替え、訂正説明

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮なんですけど、1件報告書に訂正がございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（中村義徳君） ただいま町長から、議案の一部差し替えの申し出がありました。内容

について説明を願います。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） ご説明させていただきます。

今回議会に提出いたしました資料中、報告第1号 繰越明許費繰越計算書、1枚の紙でございますけれども、その報告者の氏名が抜けておりましたので訂正し、差し替えをお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（中村義徳君） ただいま説明のありました訂正後の報告第1号を配付させます。

（資料配付）

○議長（中村義徳君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） それでは、会議を続けます。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（中村義徳君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されております。

内容について、市原重光委員長から報告を願います。

10番、市原議員。

○議会運営委員会委員長（市原重光君） ご報告を申し上げます。

先程の休憩中に、正副議長室において議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。案件は、本日採択されました請願1件、陳情2件についての意見書提出に関する発議案3件の取り扱いについて、協議を行いました。

その結果、意見書提出にかかわる発議案3議案を、追加日程として本日の日程の最後に追加することにいたしました。よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案3件については、議会運営委員会で決定のとおり追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案3件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに

決定をいたしました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

(追加日程及び発議案配付)

○議長(中村義徳君) 配付漏れはありませんでしょうか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) それでは、会議を続けます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(中村義徳君) 日程第7、承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成25年3月30日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、固定資産税等の納税義務の特例措置の対象除外による改正、延滞金の利率の見直し、個人住民税における住宅ローン控除の期間延長、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正等であります。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村義徳君) 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長(齊藤賢治君) 命によりましてご説明をさせていただきます。

大変恐縮ではございますけれども、議案の審議資料のほうをご覧いただきたいと思っております。

審議資料、3ページから4ページをご覧くださいと思います。

中段の54条及び第131条でございますが、農用地整備公団法が平成11年10月に、旧独立行政法人緑資源機構法が平成20年4月にそれぞれ廃止され、それらの業務を引き継いだ独立行政法人森林総合研究所が行う農地総合整備事業または特定中山間保全整備事業に伴う土地改良事業で取得した土地の固定資産税の特例措置の対象としておりましたが、新たな政令により、今後全くこれらの措置の適用が見込まれないため削除をするものです。

4ページ中段から6ページにかけては、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例につきましては、現行の延滞金の率は年14.6%、納期限後1か月以内並びに還付加算金は特例で4.3%と定められております。来年、平成26年1月1日からは、財務大臣が告示します国内銀行の短期貸出約定平均金利に1%を加算することとなりましたので、特例基準割合は2%となります。これによりまして、延滞金の割合は7.3%を加算しますので9.3%、納期限後1か月以内の利率は1%を加算しますので3%に、還付加算金は2%に、それぞれ引き下げられます。

また、法人町民税の納期限延長においては、当分の間2%と規定されました。併せまして第4条において法人の確定申告書提出時期の延長による延滞金につきましても規定がされました。これらの改正は、現在の低金利の状況に合わせて率の引き下げを行うものでございます。

6ページ中段の公益法人等に係る町民税の課税の特例は、租税特別措置法の改正に伴います条項の整備でございます。

7ページをご覧ください。附則第7条の3の2、こちらは住宅ローン控除の関係でございます。現行の平成25年12月31日の期間を、平成26年1月1日から平成29年まで4年間延長し、所得税において最大控除額を拡大いたしました。また、所得税から控除し切れなかった残額は翌年度の個人住民税から控除いたしますが、平成26年4月から平成29年12月31日までの入居者においては、控除限度額が課税総所得金額の5%から7%の、最高額で13万6,500円に拡大されました。これらは、消費税率の引き上げの影響を緩和するために、個人住民税における住宅ローン控除の延長と拡大をするものでございます。

7ページ中段の附則第17条の2、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、こちらも関係法令の改正により条項の整備となっております。施行日は平成26年1月1日からとなります。

8ページから10ページの附則第22条の2でございますが、全文を改正を行い、附則を表に

整理いたしまして、東日本大震災により居住用家屋が消滅等して居住出来なかった方の相続人が、その相続した土地を譲渡した場合、相続人はその家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなして、長期譲渡所得の課税の適用が受けられることになりました。具体的には3,000万円の特別控除がございます。また、3,000万以上6,000万円までは現行15%の課税を10%に軽減するという内容でございます。

11ページから12ページ、附則第23条の改正につきましては、先程ご説明いたしました住宅ローン控除の関連で、東日本大震災に係る住宅ローン特別税額控除の適用期間延長等の特例であり、平成27年1月1日からの施行となります。

なお、議案のほうにございます附則につきましては、ご説明をいたしました施行期日及び経過措置についての内容でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 一つは、ここで言う独立行政法人森林総合研究所という、それは、この間睦沢町が直接この研究所との関係はあったんですか。

それともう一つは、この研究所がこれまでやっていた部分の仕事内容というのは、今度どうなっていくのかと。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） お答えさせていただきます。

当町におきましては、ただいまの森林総合研究所によります事業等はありません。今後ともそのような状況下にはないということで、業務内容が改正されておりますので、そのようになります。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他にございませんか。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） その研究所がやっていた部分というのはどうなったのかと、まだそのまま存続しているのか。

それともう一つは、延滞金の部分は国がこういうふうになるだろうということで、単純に

率をそのまま移行してこういうふうになっているわけですがけれども、他の自治体で、例えばこういう不況の状況ですから、場合によっては町長の判断でこれにとどまらないで軽減を図るという考えもあるんですけれども、睦沢町の場合は本当に国のそのとおりだという、国のそのままということでもいいのかなという気もちょっとしたので。独自でもうちょっと考えてもいいのかなという気もしたんです。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 先程の森林総合研究所の業務はどうになりましたかということでございますけれども、政令の改正がございまして、今までその土地改良事業をやれておったんですけれども、もう全くその事業がこの研究所の事業としては外されまして、他の組織のほうに移ったということでございます。

また、税の軽減ですけれども、そちらのほうは国のそれぞれの軽減に沿いまして、町のほうでは執行させていただいております。

○議長（中村義徳君） 他にございませんか。

10番、市原重光議員。

○10番（市原重光君） 余り詳しいことは私もよくわかりませんが、いずれにしろこの睦沢町に、この条例改正に伴って対象するような人たちがいるんですか。対象となる方、その辺いかがですか。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 命によりましてお答えをさせていただきます。

今現在、睦沢町には該当者はございません。今後、またいつ我が町も震災に遭うかわかりません。ですので、東北の方だけではなく将来を見据えた法改正となっております。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 10番、市原議員。

○10番（市原重光君） そういうようなことですから、やるべきことをやっておかないと、行政側は、はっきり言って万が一に備えるというようなことだと思うんですね。これはやっておかないといけないと思いますよ。よくわかりました。ありがとうございました。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(中村義徳君) 日程第8、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これをご報告し、承認をいただくものであります。

改正の主なものは、特定世帯に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正であります。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中村義徳君) 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 命によりましてご説明をいたします。

議会審議資料の13ページをお開き願います。

平成20年度から、後期高齢者医療制度によります被保険者の国保税の負担が増大しないよう特別措置を行っておりますが、こちらに記載のとおり、これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯に国保被保険者が1人だけになった場合の特定世帯につきまして、5年間に限って世帯別平等割額を2分の1に軽減することとして参りました。今回、5年の適用期限を改正しましたので、恒久的に適用することとなります。

また、平成25年度でこの適用期限が切れますので、急激な負担増を避けるための緩和措置としまして、引き続き6年目から8年目までの期間にある特定世帯を特定継続世帯といたしまして、世帯別平等割におきまして4分の1の軽減措置を講ずるものです。

なお、施行日は平成25年4月1日となります。

資料の15ページから20ページの新旧対照表につきましては、該当します関係条文に特定継続世帯における軽減額等を3号または（ウ）としまして追加いたしましたので、ご参照をお願いいたします。

なお、20ページの附則第15条は、地方税法の改正によります条項の整理となっております。

以上でご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 今回の説明ではっきりしないんですけれども、単身世帯で後期高齢者になった場合の5年間の2分の1の軽減と、その後の6年から8年までの3年間の4分の3の軽減という、4分の3の軽減の分も恒久化されるということですか。そこも含んでいくんですか。それとも、当面の間の今のところだけで、6年目から8年までの3年間については恒久化されないんですか、されるんですか。そのところ、一体として恒久化されるのかどうかというところ。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 一体的な恒久の制度にはまだなっておりません。5年間が恒久的、5年間は過ぎますと特定世帯になりますので、そちらのほうは恒久的に考えますとい

うことで、6年目から8年目までの特定継続世帯につきましての規定はございません。

○議長（中村義徳君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第9、議案第1号 睦沢町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町子ども・子育て会議条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法その他の子供に関する法律による施策について調査・審議する機関として、睦沢町子ども・子育て会議を設置する必要があるため、本条例を制定するものです。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命によりまして、議案第1号につきまして条文をかいつまんでご説明申し上げます。

睦沢町子ども・子育て会議条例第1条は、子ども・子育て支援法第77条に「市町村は条例で定めるところにより次に掲げる事務を処理するため審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」とあります。そのようなことで、努力義務的ではありますが、このたび設置するものです。

2条は、所掌事務についてであり、子ども・子育て支援法第77条第1項「各号に掲げる事務」とあります。これは、我が睦沢町に当てはめると、こども園の利用定員の定数や、これから策定していきます子ども・子育て支援事業計画策定に関し、「子ども・子育て会議の意見を聞かなければならない」となっていることによるものであります。

第3条は、委員の人数を定めたもので、既に設置した市町村の先進事例を参考に設定いたしました。このうち、2項の1号「町民3人以内」は、小学校6年生までの子供を持つ保護者などの条件つきとなりますが、一般公募により決定したいと考えます。

第4条は、委員の任期を2年と定めるものです。

第5条は、委員の互選により会長及び副会長を定めるものです。

第6条は、会議の進め方を明記したものであります。

第7条、8条は省略させていただきますが、最後に附則の2でございしますが、本委員が会議に出席したときの報酬として、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中に「1日につき5,500円」を加えるものであります。

議案審議資料の21ページに表を添付してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第1号の概要説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

6番、幸治議員。

○6番（幸治孝明君） 6番です。

第3条、組織のところの2のほうに町長の委嘱するところがありますけれども、(3)(4)の推薦団体、推薦事業者、これについてはもう既に何か具体的な推薦団体、事業者があるかどうか。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命によりお答えさせていただきます。

まず一つ、関係団体の推薦を受けた者3人となっておりますが、今、私ども事務局レベルで考えておりますのは民生・児童委員のうちの主任児童委員1名、そして教育委員会職員のうちの子ども園職員1名、そして子ども園の園児の親1名、このような方を想定しております。

以上です。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 漏れてしまいました。あと、事業者の推薦を受けた者となっておりますが、こちらにつきましては、児童福祉サービスを提供する者、睦沢町で言いますとつくも幼児教室の職員、こちらの方を1名と、もう1名は睦沢町学童クラブの指導員の方1名、こちらを予定したいと考えています。

以上です。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） この子育て問題につきましては、長生郡市の次世代支援対象地域行動計画というのが確かあったと思うんですけども、これとの整合性はどのように図られ、既に睦沢町としては方向性としてはその中で出ていると思うんですけども、そういうものとの整合性はどうか。また、そこで参加されていた委員の関係はどうなっているのか。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命によりお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃられたとおり、以前10年程前に、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画という形で10か年、5年、5年ということで以前作成したものがございます。ただし、法律など変わってございますので、以前のもので使えるものは踏襲していきたいと思いますが、今回また内容的に新たなものをつくっていくことになろうかと思えます。

そして、以前、10年度前に長生郡市7市町村で作成した計画書でございますが、そのときの委員さんは20名ほどいます。そして、その中には学識経験者あるいは子育て支援関係者、一般住民、いろいろございますが、その中で睦沢町を特定した中では、一般住民という方で

お一人、あと福祉関係ということで心理相談員ということで、睦沢町からはお二人、地域的には入ってございます。このような方でございますけれども、このような組織を踏まえた中で、今回も同じような内容で組織していきたいと、このように考えています。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 今のことを聞くと、あのときはあのとき、今回は今回だというふうなニュアンスなんだけれども、長生郡市であろうとも町がかかわってこういう計画をつくったなら、その計画のうちこういうのは達成しています、こういうのは計画の問題がありましたとかいう、そういうものを明らかにしていく必要があるんです。

会議自体は新しくても、町としてはこうした支援の行動計画というのがあったわけですから、それについての一定の総括なりというのを踏まえた形でこうした会議に持っていかないと、何だか町は出したらそれで終わり、また次の組織をつくるというような印象を受けてしまうので、継続性という問題については、ちゃんと町としてどうだったのかということが必要なんじゃないですか。

それと、どういうところに力を入れるのかという、そのイメージがわからないんです、ただ睦沢町子ども・子育て会議条例。長生郡市次世代行動計画については、ちょっとそれとは別という。何をやろうとしているのかというところがわからない。とりあえずみんないろいろ出してくださいみたいなことなんですか。それは国の計画もあるかもしれないけれども、そこを教えてください。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命によりお答えさせていただきます。

先程の総括的なものまず1点ございましたが、以前の計画書には長生郡で一体としてつくってはございますけれども、その中で細部的には睦沢町、あるいは例えば隣の一宮町、そういったもの全体をまとめとした形で一つのものをつくってございますので、この以前のものの中に睦沢町が全く入っていないわけではございませんので、そういったものを今回つくった委員さんにも見てもらった中で、次のワンステップに進んでいきたいと、そのような形はあれしていきたいと思っています。

それと、どういうところに力を入れるということでございますが、以前は会を郡市でつくって、睦沢町から委員さんが、まだ人数は少なかったかもしれませんが、今回睦沢町にお住まいの方が中心的にいますので、人数も睦沢町の人数とすれば多くなります。ということで、睦沢町こども園などを中心にきめ細やかな計画が立てられるものと思っております。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 一番大事なものは、この長生郡市次世代行動計画をつくったときの認識。認識が基本的にはまだ継続しているのか、それとも大きく変わったのかと。認識が基本的に同じであれば、その計画での達成状況で新たにとかというものは出るんだけど、この当時とは全く認識が違うんですか。それとも、基本的にこの流れで、これを土台として進めるということなら、それはそれでわかるんですよ。教えてください。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 先程もちょっと申し上げましたけれども、以前つくったものが全く否定されるものではございません。こちらを踏襲していきながら進んでいきたいと思っております。

○議長（中村義徳君） 他にございませんか。

13番、今関副議長。

○13番（今関澄男君） 補正のところで質問しようと思いましたが、今、話がありましたので。当初予算の中で、子ども・子育て支援の事業計画策定、これは委託というような形で計上されていたものが今度は補正で減額されるということで。先程の発言ですと、この事業計画をつくるための意見を聞く、そういう機関として会議条例を策定する、こういうお話でございました。

したがいまして、この事業計画策定についてはおおむね基本がもう出来て、その予算を削減して、この会議の中でその方向を見出すというふうに解してよろしいかどうかですね。これが1点でございます。

それと、組織の関係で委員9人以内という形になっておりますが、ここに書かれている1人、3人、2人と、町民だけは公募3人以内ということになっておりますが、ここに書かれている人数でも9人という形になります。したがいまして、（5）番目になります町長の必要と認める者等につきましては、町民が2人位になった場合には当然町長の必要とする者を選任すると、委嘱するという形になってくると思いますが、その辺の町長の意のある者を選ぶのか、また公募等によって対応するのかですね。9人以内と決められて、またさらにという、欠員を想定しての話だと思いますけれども、その辺につきまして見解をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命によりお答えさせていただきます。

予算との関係が出てきてございますが、基本的なものが出来ているのかというようなことでございますが、基本的なものは全く出来てございません。今回、予算との関連がございませぬけれども、金額を減額したものは、この件につきましては法律でこのような計画をつくりなさい、つくるのは来年なんです、その前年の今年のときにニーズ調査、よくどういうものが現状にあるのか、子供の状態はどういうものか事前に調査する、これは今年25年に予定しておりました。

以前は長生郡市で一体的なものをつくったのですが、今回の作り方はどうしようかということで長生郡の担当レベルで相談した中では、足踏みがそろいませんでした。そして、予算計上は睦沢町だけが当初予算に上げさせてもらいました。これは業務委託です。そうしましたところ、睦沢町が単独で一つのものをつくるとすると、はっきり言いますと割高でございました。

しかしながら、今回法律がだんだん押し詰まってきました、他町村の方々もお尻に火がついてきてまして、今回6月の議会に睦沢町と同じようなものを予算計上する運びとなりました。という形で、睦沢以外にもよその3町村が足踏みをそろえて、つくるものは違いますが、同じような方向で進むというようなことが決まってきましたので、見積もり等を徴取した中では、今度はお金が私ども、業者委託するときに安くなってくるということで、以前の金額よりも安くなってきたと、このようなことでございます。

あともう1点、委員の人数9人の中でございますが、一般公募で3人以内という形にしてございます。それとあと、町長が認める者という形で、こちらは人数は規定してございませぬが、これから間もなく私ども内部調整をしていきたいと思っておりますが、推薦団体とかいろいろ決めた中で、後からこれは逃しちゃいけないというような組織、団体がもしも出てきたときには、私ども逃げ場がなくなってしまうので、そのようなことを受けまして少し幅を持たせて、そういった方は絶対外せないというような方をここに入れたいと思っております。そうしたときには、申し訳ございませんが一般公募の町民3人が例えば2人になる、このようなことも考えられます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 13番、今関副議長。

○13番（今関澄男君） そうしますと、委託料減額100何万ありますよね。その分は、それだけ他から入るから安くなりますよという、そういう捉え方とすれば、その委託料のものと額ですよ。この計画を策定する、委託ばかりはしようがないんですけどもね、多く

てね。そのもとの額はどの程度でこの業務策定の委託を予算化されているのか。安くなった分が減額補正予算だと、こういうふうな形に今の答弁は聞こえたので、もとの額がわかればひとつお願いをしたいというふうに思います。

あとは、組織の関係につきましては、そういう弾力性を持ったという理解をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 当初の調査委託の金額でございますが、204万4,000円余でございます。ただし、そのままそれが今度は97万円ほどということで、半値以下になったということでございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第10、議案第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、国民健康保険法で国民健康保険制度の安定的な運営を確保する観点から、財政運営を都道府県単位の広域化する方針が示されたこと、また、高齢化の進展と医療費の増加等により、地方税法に基づく応益応納割合を遵守したバランスのよい税体系を構築するため、課税方式を現行の4方式から、県内で主流となっている資産割を廃止した世帯別平等割、被保険者均等割、所得割の3方式に改め、税率等を改正するとともに、納期を8期から9期に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 命によりましてご説明をさせていただきます。

恐縮でございますが、議会審議資料23ページをお開き願います。

このたびの改正は、資産割を廃止すること、世帯平等割を減額すること、一方で、所得割と均等割を全体的に引き上げる内容となっております。また、納期を1期追加し、承認第2号で改正されました特定継続世帯の金額も、再度改正をさせていただくものでございます。

23ページから、あけていただき24ページ中段の第2条は「資産割額並びに」を削除し、第3条は被保険者に係る所得割額、すなわち医療給付費分の所得割額を「100分の6.45」から「100分の6.50」に改めるものでございます。

25ページの上段の第4条を削除しまして、第5条の2は3条と同様の医療給付費分の世帯別平等割ですが、第1号を2万1,000円、第2号を1万500円、第3号を1万5,750円に改めるものです。

26ページ上段、第6条は後期高齢者支援金分の所得割額でございますが、「100分の2.0」から「100分の2.30」に改め、第7条を削除いたしました。

第7条の2の支援金の均等割額を「7,000円」から「9,000円」に改めまして、第7条の3の世帯別平等割額の第1号を4,000円、第2号を2,000円、第3号を3,000円に改めるものです。

27ページ、第8条の介護納付金の所得割額を「100分の1.65」から「100分の2.00」に改め、第9条を削除し、第9条の2において介護納付金の均等割額を「7,300円」から「8,000円」に改めるものです。

第9条の3の介護納付金平等割を「6,800円」から「5,000円」に改め、第12条の納期につきまして、28ページ上段にございますが、「8期」から「9期」に改正いたすものです。

28ページから最終ページの32ページまでの第21条ですが、いわゆる被保険者の均等割額と世帯別平等割額についての7割・5割・2割の減額についてでございます。28ページ中段（1）とありますが、第1号は7割、29ページの後段（2）での第2号、こちらは5割、あけていただき30ページの一番下、（3）の第3号は2割の減額を規定しております。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の順で、それぞれに対しましての減額後の金額を改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 本会議ですので確認をして参りたいと思います。

一つは、資産割をなくした場合の減収額をもう一度、この場で確認をしたいと思います。

二つ目に、全体として所得割廃止に伴う税の軽減はあるわけですが、被保険者2,648人のうちの、こうした変更によって引き上げとなられる被保険者数も、もう一度ここで確認をしたいと思うわけでありまして。まずそれをお願いします。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 資産割の廃止によります金額の減額ですが、579万1,000円でございます。また、この改正によります、2,648名のうちこの改正で上がる方の人数ですが、大変おおよそで恐縮ですけれども170名程でございます。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） この前の説明資料だと、この6ページの図3だと743万7,000円じゃないのかな、減収。違う。ちょっとそれ、もらった資料の6ページ、違いますか。

それから、この人数だけど、私がちょっとこれをやると389が引き上げになるんじゃないの、この資料でやると。これは9ページだけど。変わったの、何か。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 大変申し訳ございませんでした。ただいま申し上げました579万、こちらにつきましては、新税率によります全体の下がる額でございまして、議員さんおっしゃいました743万7,000円、こちらが資産税を外した場合の減額金額となります。

そして、389名ということで、被保険者に対しまして上がる金額、こちらのほうも、ただいま申し上げましたけれども、ちょっとお時間をいただいて正確な、減額でなく引き上がる方の人数を確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 困っちゃうんだ、数字が違ふと本当に私もどう言っていいかわからなくなっちゃうわけ。

だから、説明のとき、私はまずいと思いますよ。なぜかという、新税率にしてやった場合の資産割をなくした場合というふうに説明をすべきなんです、最初から。だけど、それじゃなくて、そのときに説明した金額と今違ってしまうとなるとね、その対応をどうするかという根本が問われてしまうわけで、人数もちょっと違ふということだと、私も次に質問とか何か言いようがないんだよね。何が本当なんだとなってしまうから、ちょっとそれははっきりさせてくださいよ。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 市原議員さんのおっしゃるとおりで、私の計算した数字ではなく、389名が引き上がる方ということでお考えいただきまして、先程来数字の違ひ、市原議員さんのほうのおっしゃられた金額が正しいということでございまして、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村義徳君） 他にはございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようです、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中村義徳君） それでは、最初に反対者の討論を認めます。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 数字が変わっちゃったので私も戸惑ってしまうんですけど、ま

あ合意しましたので。資産割廃止に伴う税率の改正、それから税の徴収回数を増やすという問題であります。世帯別平等割を下げる。それと資産割をなくすが、所得割と1人当たりのいわゆる均等割を上げて、全体として同じ枠にとどめるということで、この基本になったのは町長おっしゃったように応納応益割の50%に近づけるといことは、さらに近づくといいこの大枠でやられているわけで、理屈としてはそれは成り立つわけですよ。

それから、資産割を廃止するという点では一定の合理性はあると思います、私も今の経済状況の中で。これはそうだというふうに思います。ただ問題は、その中で2,648人のうちの389人、つまり1割以上は引き上げになる。ちょっと今質問すればよかったんだけど、間違いなければ、300万から400万の方がそのうちの222人ということで、大部分を占めるということですよ、という形になると。それで、資産割をなくした場合については579万が、この分としてどうしようもなくなってしまうよという考え方なわけです。

一つは、やっぱり資産割の廃止についてはそういう流れでいいとは思いますが、その理由が、結局町長は県へ、広域へ一本化するというこっちの都合なんですよ、町長の言ったのは。この説明の中はもうちょっと詳しく言っていて、医療の伸びの予測だとか近隣市町村の動向だとか、低所得者への負担を増やさないとか、それで広域化への対応という形。

だから、やっぱり国保を考える場合に、まず住民にとってどうなのかという視点に立たなきゃいけないと思うんです。それが国保会計はどうなのかと。しかも、現在の法律の枠の中で、よりその枠を厳密に縮めた場合にどうなのかという、それにとらわれていると私は思うんですよ、その枠にとらわれてしまっている。だから他の部分で、所得割などを含めて、これを相殺をしようという考え方が出てしまうということです。

私はね、ものの考え方で、逆に言いますと広域化するという流れで将来の話じゃなくて、今困っているなら、今困っている人たちに向けて一般会計の繰り出しも含めた基金の対応で、引き上げないようにするというじゃないですか。それで、町長もいみじく午前中の一般質問で言ったように、他のところで法定外繰り入れをしているというところもあるというふうに、そっちのほうが多いわけですから。私はそういう政治姿勢をとる必要があるというふうに思うわけでありまして。

以上の理由で、本条例改正には反対です。繰り返しますが、資産割廃止について反対ということではありませぬので、申し添えておきたいと思っております。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、今関副議長。

○13番（今関澄男君） 本条例の改正につきまして、全体会議でもってる細かく説明を受けたところでございますが、いずれにしましても、将来来るだろう町村課税から県課税に備えるものというふうにとめております。

また、先程の数字の関係につきましても、後期また介護を含めた税率の中では、平均しますとマイナス579万1,000円と、こういう形でございますから数字は誤ってはおりません。そういった面で、明確にこの辺は整理をしていきたいというふうに思いますけれども、そもそも資産割の税率で徴収する、また固定資産で徴収するという二重課税方式はやはり問題があります。したがって、このような形で整理するということは、私はそういった面からいいのではないかと思いますし、また、近隣市町村の関係を見ましても、この資産割を算入されているところはごく少数と、早くから改正をとっている市町村が大半であると、こういうことを鑑みて、この改正条例の内容につきましては賛成の討論といたします。

○議長（中村義徳君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第11、議案第3号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 平成25年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、1億2,070万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ32億4,970万8,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

14款国庫支出金は、新たに特定地域再生事業の採択に伴う補助金及び緊急経済対策に伴う地域の元気交付金として、併せて2,656万円を計上いたしました。

15款県支出金は、新たに風疹ワクチン接種緊急事業補助金として12万5,000円を計上いたしました。

19款繰越金は、財源調整として762万3,000円を追加いたしました。

21款町債は、防災行政無線デジタル更新事業の追加に伴い、消防防災施設整備事業債を8,640万円追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款総務費においては、さきの議会全員協議会でご説明申し上げましたが、防災行政無線のデジタル化について有利な財源の確保が見込めたことに伴い、いつ発生するかわからない災害時に備え、次年度以降に計画していたものを前倒しで更新工事に着手するものです。企画費の特定地域再生事業については、私の政策課題の一つでもあります健幸長寿のまちづくりを目指し、地域再生健幸のまちづくり計画の策定に取り組むものであります。この他、地域公共交通の維持・活性化と利用者の負担軽減を図ることを目的として、町内路線バスを利用する住民を対象に、定期券及び回数券の購入代金の一部を助成し、路線バスの利用促進を図ります。これらを併せて1億1,668万1,000円を追加いたしました。

3款民生費は、陸沢町子ども・子育て会議条例の制定に伴うもので、このうち事業計画策定業務につきましては、当初本町単独で計画策定を予定しておりましたが、管内の4町共同で実施することが可能となりましたので、全体として99万7,000円の減額となりました。

4款衛生費は、健幸長寿のまちづくりの実現に向け、町民を対象とした健康増進事業を企画運営する人材育成のため、職員の研修費用を計上いたしました。この他、風疹の流行による妊婦への感染の拡大を防止するため、ワクチン接種費用の一部助成を行います。これらを併せて、新たに62万4,000円を計上いたしました。

7款土木費においては、上之郷の若者定住型賃貸住宅敷地周辺の安全対策のため、既設ガードレールの改修を行う費用として440万円追加いたしました。

本補正予算については、財源確保のための国の有利な制度を活用し、後期基本計画に掲げた重点施策の実現に向け具体的に取り組むものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 9ページの業務委託料1,000万。これは国・県支出金の分のそのままという意味なんですか、この財源対応については。

○議長（中村義徳君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

企画費の中の委託料1,000万ということだと思いますけれども、地域再生健幸のまちづくりの計画の策定事業の委託料ということで、国から来る補助金1,000万円は、この1,000万円のうちの950万円程度ということで、その他賃金とか旅費、需用費、役務費に振り分けられて1,000万ということでございます。残りの出っ張った部分については町の単独費をつけるということでございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） 国や県のさまざまな制度を使っているいろいろな事業をやるという点の工夫があるということで、私はその点はいつも考えているなというふうには思うんです。

ただね、だから業務委託料で1,000万というので使えるんだから、その分でどんと使っちゃうということでこの金額が本当に妥当なのかと。それだったら、もっと地域再生健幸まちづくりの他のところに創意工夫をしてうまく回すという。それを委託という形でどんと業者の方で、その使い方がいいのかという、ちょっとその辺がどうしても委託料が高いというので、ひとつそれはどうも納得いかない点があるんで。もらってくるのは非常にいいんだけど、それを使うというところでもう一工夫あって、委託料のほうをもうちょっと狭めて他にという点はないのかなと。

例えば、議員の研修費等の負担、これは大した金額じゃないのかもしれないけれども、こういうような工夫はいいと思うんですが、それはどうなんですかね。議員じゃない職員だ。

失礼しました。職員研修、10ページのね。例えば、そういうふうにはばらけて使うという手もあるんじゃないかな。ちょっと1,000万はいかがかなと思うんですけどね。

○議長（中村義徳君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） ただいまのご質問でございますけれども、1,000万の業務委託料を他に振り分けたらどうかということだと思いますけれども、この事業についてはメニューが決まっております、その中で使えるのが、ここにのっかっております賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、この中で使えという制度でございます。

その中で、賃金については調査員の賃金ということで、これは職員がやるのが当然なんですけれども、公募をして調査員をやってもらうということで考えております。他の旅費等については必要なものを計上させてもらってあって、残りの1,000万を委託料に充てさせてもらってあるんですけども、この1,000万、入札方式で考えておりますので、当然執行差金も出ようかと思っております。最終的には1,000万に近い形でおさめていきたいなと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義徳君） 11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） それから、11ページの交通安全対策うんぬんの安全の問題でカーブミラー、あそこちょっと私、ちょっと気にかかったの。電波塔ありますよね。あれ一応そこは検討しているんでしょうね。そこだけがちょっと心配になったのでね。長期的な電磁波の問題があるかなと。こういう安全の問題を言うなら、そのところは検討して、ちゃんと調査してあるなら別にいいんですけども。私の勘違いなの。

○議長（中村義徳君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えいたします。

リバーサイドタウンの中に既設であります電波塔ということは、携帯の中継局ということでございますけれども、危険度ということになりますとその分は囲いも囲ってありますし、特に歩道部分に接しているところということになりますので、そんなに危険はないなという感じで考えております。それと、電磁波ですか、その辺についても、今は昔と違ってその辺のほうは考慮されているというふうに聞いております。特別に調査したわけではございませんけれども、そういう理解でおります。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他には。

(「議長」の声あり)

○議長(中村義徳君) 市原さんはもう3回でございますので、午前中1回サービスしてありますのでよろしく。

13番、今関副議長。

○13番(今関澄男君) 先程の9ページ、特定地域再生計画事業の関連でありますけれども、いずれにしましても、この計画につきましてはやはり地域の活性化というようなことで、将来の展望を明るくする、極めていい計画の策定事業だというふうに思います。しかしながら、1,000万をかけて計画を策定する。その中には基本方針の中に四つの基本方針があるわけでございますけれども、それぞれその四つの、例えば里山遊歩道なり健康歩行コースなり、商店街のシャッターの活性化なりいろいろあるわけでございますが、その基本方針に基づいたそれぞれの、いわゆる特定地域の再生事業に係る補助事業を活用して実践業務を行うと、計画に沿って実践業務を行う、こういう形になります。したがって、この事業を展開する場合は相当なボリュームを持った予算になり得る、計画策定後ですね、なり得るというふうに思います。

したがって、担当主幹はよくわかっていると思いますが、この事業を実践する場合のプロセス、その辺の持っていき方の中でおおよその予算のボリューム、考え方、どのような想定をしながら構想をつくったのか。計画を策定する中で当然出てきますよと、こういう答えが返ってくると思いますが、その前に担当主幹の頭の中にあると思いますので、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長(中村義徳君) 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹(鈴木政信君) 命によりお答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、計画をつくった中でその辺を詰めていきたいなと考えております。しかしながら、どういう考えでいるのかということでございますので、簡単に答えさせていただきますと思いますけれども。

まず、里山遊歩道の再生計画。これはやすらぎの森とふるさとの森を修繕を行って、観光・健康のアップということでいきたいと思っておりますけれども、これについては計画策定後は農林水産省の事業を活用していきたいというふうに考えております。これも事業量的には、金額でいきますと、これは私の考えでいいですか。それぞれ500万程度の事業費で考えております。

それと、健康歩行コースの整備計画でございますけれども、これは町内全域の歩道等を活

用したコースをつくるということでございます。これについては、本事業と同じ事業を使って継続してやっていこうというふうに考えております。本事業については、マックスで2,000万事業費の補助金が1,000万というふうになっておりますので、この範囲の中で何年かかけてやっていきたいなというふうに思っております。

それと、次の商店通りの再生計画、上市場の県道通りでございますけれども、これが一番ボリュームが大きいのかなというふうに考えています。この事業につきましては、本事業ではちょっと対応が難しいということもございますので、国土交通省所管の事業を活用させていきたいなというふうに思っております。これについては、ちょっと今のところ私の頭の中で考えている金額がまだ出ていませんので、ご勘弁をお願いしたいと思います。

それと、最後の総合運動公園の健康増進計画については、これは補助事業等がちょっと難しいところがあるんですけれども、本事業の継続ということで、先程の2,000万円の事業の中でやっていきたいと思えます。

したがって、健康歩行コースと総合運動公園については2,000万円の中でということと、里山遊歩道については農林水産省、商店通りについては国交省の事業を活用していきたいと思っております。ただし、計画を立てたからすぐに実行出来るというものではありませんので、何年計画かということで計画を立てていきたいと思えますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他には。

1番、田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 路線バス促進事業助成金ですが、この間の全員協議会でも執行部の皆さん、バスに乗って通勤してくださるんですかねと聞きましたけれども、余り乗ってこなさそうなので、職員がそうなのでから路線バスの先はないかなと思っているんですけれども。

現在、路線バスはバス停まで歩くだけでも何十分かかる方も多く、私もその一人ですけれども、福祉タクシーはとりこぼれる方が意外と多いと思えます。例えば、免許を持っていない若いお母さんであるとか、車が1家に1台しかなくて使いたいときになかなか使えないであるとか、さまざまな状況があるかと思えます。そういった中で、やはりきめ細かに町内をカバー出来るものが必要かと思えますけれども、巡回バスは使い勝手が悪いのか、ほぼ空気を運んでいる状態のような感じでございますけれども、何か利便性のいいもの、そういったものを考えていらっしゃったらお聞かせください。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 巡回バスの使い勝手が悪いということで、これについては十分承知をしております。そういった中で、今お話をいただいたように、福祉タクシーの充実を今年度図っていきたいということでやっておりますが、いまいち反応が余りよろしくないということで、まだまだ改良する余地があるという認識を持っております。出来れば、今年度中はこれで見ながら、新しい年度になったときにもう少し抜本的にてこ入れをして、この福祉タクシーをより使い勝手のいいものにしたいなというふうに考えております。

ということで、今のところデマンドタクシーとかそういうものについては取り入れることは想定しておらず、福祉タクシーの充実をしていきたいなと。今の福祉タクシーは償還払い方式をとっているようです。したがって、一旦は自分でタクシー代を全部払うということになりますと、利用者にとっては1人で乗って行って茂原へ行くのに4,000円、5,000円かかってしまうということになると、もったいないということが出てくるのではないかなというふうに考えます。

したがって、次年度当初でそこら辺の改善をしながら、また他の制度についてもよく検討しながら進めて参りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 他に。

1番、田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 福祉タクシーを拡充するということですが、余分なことかもしれませんけれどもちょっと。新聞報道によると、神奈川県大和市で道路運送法上の登録や許可を要さない、ボランティアによる無償運送の形をとった乗り合いという住民バスがあります。事業主体は、旧自治体で住民50人余りが運営に携わっています。年間事業費900万円のうち車両リースとガソリン代の450万円は市が共同事業として負担して、残りは世帯当たり年額120円の会費とカンパ、バザー収益だそうです。

これのいいところは、許可が要らないため比較的好きなように出来るということで、もちろん駅までも行けます。こういった抜け道的な方法も模索してはいかがでしょうかということで、答弁は特にいいです。

○議長（中村義徳君） 他にございますか。

10番、市原議員。

○10番（市原重光君） 今回のこの補正全般、非常に、私前回の全協のときに褒めちゃった

けれども、また褒め直しますよ。非常に町長の姿勢、まずそれは職員さんが非常に踏ん張って、やったことのない事業の補助金取り、非常に正常してやって得たと。私はあのときにも、もっと前向きにやってくださいと、どんどん進めてくださいという話をしました。

さっき、主幹のほうから、今関議員の質疑の中で、今後どういうふうに考えているんだという話がありました。私の地元も休養施設ありますね。さっき言葉が出てきたんで、これは何とか答えなきゃいけないのかなというような考え方を私は持っています。これは具体的にどうなるか、まずそれが煮詰まった時点でやはり早目に情報として流してください。それはお願いしますよ。

ひとつ、余り言いたくないんだけど、午前中にもふるさとの森の件、町が単独事業でトイレの改修をやったと。それはいろいろ指摘をされましたけれども、それらもいろんな事情がありますから、やはりそういうものは補助制度を使って、もらえるものをもらわなければ我が町は何も出来ないわけですよ。住民の負託に応えられない。

これから相当なエリアで、町長が考えている健幸長寿、これは幅広いですね。この間全協のときも私は言わせてもらったけれども、やはり懸案の事項があるわけですよ。そういうものを、やはり我々も認識を持って一緒に動かないともものにならないと思うんですよ。町内幾つもありますよ、そういう問題は。そういう面を踏まえて、今回非常に提案される以前の話を聞いたので、全般的にはいいと思いますよ。

ちょっとくだらないことを言いますよ。今回のこの審議資料にはありません。今朝ほど町長の行政報告ありましたね。ナンバーの件、やはり未払いだと。これ、いつ補正やるんですか。補正やらなきゃ金払えないでしょう。関係ありませんけれども、今回ね。でもやはり、去年の9月の補正でやったものでしょう。補正でやったものをまた補正で上げると。これはちょっと怠慢ですよ、これ。これは担当課長は税務課長かね、どのように認識をしていますか、お答えください。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） ご質問にお答えします。

大変やってはならないことが起きてしまいまして、この発見をしましたのが6月明けてしまっておりまして、今回過年度払いということで処理をいたしますので、およそ23万弱ですけれども、そちらのほうの補正を25年度予算のほうで執行させていただいて、大変遅くなりますけれども、9月でその不足の分を補正をする考えでございます。大変申し訳ございません。

○議長（中村義徳君） 10番、市原議員。

○10番（市原重光君） 25年度の予算にはないわけですよ、そんな20何万も。ないでしょう。今年度予算には入ってないでしょう、その分としては。だから、私の言っているのは、補正をしない限りお金を払えないでしょうということをお尋ねをしているんですよ。その辺の認識がちょっとおれにはわからないんだけどな。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） 支払いの方法ですけれども、賦課徴収費のほうにございます今年度の需用費、そちらのほうを流用させていただきまして金額を支払うことが可能でございますので、そちらのほうから今回6月末までに支払います。

○議長（中村義徳君） 10番、市原議員。

○10番（市原重光君） だったらわかるんですよ。やっぱり、でもね、たった20数万だよ。あつてはいけませんよね。今まで業者さんに未払いでしょう。言葉で済みませんというお話で来ていると思うんだよね。やっぱりちょっとこれはまずいよね。特にお金を扱う担当課長だから、もう少しめり張りをつけてやってくださいよ。頼みますよ。

終わります。

○議長（中村義徳君） 齊藤税務住民課長。

○税務住民課長（齊藤賢治君） このたびは本当に申し訳ございませんでした。二度とこのようなことが起きないように精進いたします。どうかご理解をいただきたいと思ひます。済みませんでした。

○議長（中村義徳君） 他にはございますか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成25年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（中村義徳君） 日程第12、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承認願います。

それでは、ここで3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時03分）

○議長（中村義徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 追加日程第1、発議案第1号 T P P 交渉参加に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

11番、市原議員。

○11番（市原時夫君） T P P 交渉参加に関する意見書案についての提案説明をいたします。

先程請願書の採択をいただきましたが、T P P 交渉参加は、ここでも述べていますように効果が少なく、農業への打撃を始めとした失うものが余りにも大きいのであります。睦沢町も同様であります。国家主権、食料主権の尊重、その国の文化や伝統を認め合う真の意味の

国際関係という視点からも、こうした意見書提出をお願いしたく思うわけでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございません。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑は終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 T P P交渉参加に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 追加日程第2、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

8番、岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出者の説明をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、平成18年度に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきています。

自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育と、よりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要であります。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定をいたしました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 追加日程第3、発議案第3号 国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

8番、岡澤議員。

○8番(岡澤宏一君) 国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書提出の説明をさせていただきます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保など課題が山積しております。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるために、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠であり、充実した教育を実現させるためには子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

よって、国における平成26(2014)年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げます、提出者の説明といたします。よろしく願いします。

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第3号 国における平成26(2014)年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、発議案第3号は原案のとおり提出することに決定をいたしました。

議決されました意見書3件につきましては、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（中村義徳君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時34分）